



令和 6 年度

府立学校に対する指示事項

～未来を拓く教育をめざして～

大阪府教育委員会

未来を拓く教育をめざして

我が国の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少し、令和 35(2053) 年には 1 億人を切る見込みです。さらに、令和 4 年の国内の出生数は統計開始以来、初めて 80 万人を下回り、少子高齢化が想定を上回るスピードで進んでいます。これに加え、経済のグローバル化による国際競争の激化や AI・ロボットなど先端技術の進展、気候変動、エネルギー問題といった我が国を取り巻く環境も大きな変革期にあり、経済発展と社会的課題の解決に向け、イノベーションの創出など新たな価値の創造が求められています。こうした中、国においては、令和 22 (2040) 年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに令和 5 年 6 月に教育振興基本計画「第 4 期計画」が策定されました。

大阪府においても、次代を担う子どもたちが、このような急激な時代の変化を乗り越え豊かな人生を生き抜く力を身に付けることができるよう、令和 5 年 3 月に「第 2 次大阪府教育振興基本計画」(以下、「第 2 次計画」という。) を策定し、「人生を自ら切り開いていく人」「認め合い、尊重し、協働していく人」「世界や地域とつながり、社会に貢献していく人」という大阪の教育がはぐくむ 3 つの人物像と、7 つの基本方針を掲げ、大阪の教育力のさらなる向上のために取り組むべき内容を示しています。この「第 2 次計画」に基づき、学びの「基礎・基本」の確実な定着等、これまでの取組みを継承していくとともに、グローバル化に対応した英語教育や自ら問い合わせ立てて主体的に考える力を育む探究活動等の充実等、子どもたちが将来を生き抜く力を身に付けるため、多彩で柔軟な特色・魅力ある教育の取組みを全府立学校で推進していきます。

また、大阪がめざす「一人ひとりの良さや可能性を引き出し、最大限伸ばす教育」「子どもたちの多様性に応じ、誰一人取り残さない教育」の実現に向けて、すべての子どもたちにとって学校が安全で安心な学びの場となるように、不登校やいじめ、貧困などコロナ禍や社会構造の変化を背景として子どもたちの抱える困難が多様化・複雑化している状況を踏まえ、チーム学校を中心とした包括的な支援体制を構築し、早期から一人ひとりに応じた多様な支援ができるよう取組みを強化していきます。

併せて、現在学校教育審議会では府立高校改革の具体的な方向性等の審議が進めら

れており、その答申を踏まえ、一層多様化する生徒や保護者のニーズに応える学校づくりや選抜制度の在り方について検討してまいります。

支援学校については、知的障がいのある子どもの増加等に対応するために、新校設置をはじめ、今後も基準の適合や教室不足の解消方策の検討を進め、教育環境の充実を図ります。

このような様々な施策を着実に推進していくためには教育活動の中心を担う教員の力が重要です。子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会状況の変化に向き合い、子どもたちの学びに還元していくことができる教員を育成します。同時に教職員が子どもたちと過ごす時間や、自らの資質・能力の向上を図る時間を確保できるよう、長時間勤務の是正や負担軽減など、働き方改革に係る様々な取組みを着実に進めます。

この「府立学校に対する指示事項」は、「第2次計画」を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定めたものです。それぞれの学校においては、「大阪の教育力」の向上に向け、「学校力」をさらに高めるため、ここに示す内容を確認しながら、学校の教育活動の再点検を行ってください。そして、校長・准校長のリーダーシップのもと、教職員が目標を共有し、一丸となって子ども一人ひとりの個性に応じて、その力を最大限に伸ばす多様な学びを可能にする教育を実現することができるよう、教育の営みを通じて子どもと教職員とが共に力を高め合う学校づくりを推し進めてください。

なお、府立中学校については、本指示事項のほか、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」や府教育委員会が市町村教育委員会に対して発出する、中学校に関する通知等の内容も踏まえて学校運営を行ってください。

令和6年2月

本書では幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領を学習指導要領という。

構成について

ページ構成は以下のとおりです。

○ 第2次計画に沿った章立て

○ 大項目

○ 大項目の趣旨

○ 取組みの重点

特に重点的に取り組んでいただきたいことを枠囲みで示しています。

○ 取組み項目

「大項目」において、恒常的に取り組んでいただきたいことを示しています。

The screenshot shows the 'Second Periodic Report' document with the following structure:

- Top Bar:** 第2回定期報告書 (Second Periodic Report), 第2回定期報告書 (Second Periodic Report)
- Section 1: 構成について (Composition)**
 - 1.1 第2次計画に沿った章立て (Composition aligned with the Second Plan)**
 - 概要 (Summary)
 - 構成 (Composition)
 - 取組みの重点 (Key Points of Implementation)
 - 取組み項目 (Implementation Items)
 - 1.2 大項目 (Major Items)**
 - 概要 (Summary)
 - 構成 (Composition)
 - 取組みの重点 (Key Points of Implementation)
 - 取組み項目 (Implementation Items)
 - 1.3 大項目の趣旨 (Aim of Major Items)**
 - 概要 (Summary)
 - 構成 (Composition)
 - 取組みの重点 (Key Points of Implementation)
 - 取組み項目 (Implementation Items)
- Section 2: 大項目 (Major Items)**
 - 2.1 第2次計画に沿った章立て (Composition aligned with the Second Plan)**
 - 概要 (Summary)
 - 構成 (Composition)
 - 取組みの重点 (Key Points of Implementation)
 - 取組み項目 (Implementation Items)
 - 2.2 大項目 (Major Items)**
 - 概要 (Summary)
 - 構成 (Composition)
 - 取組みの重点 (Key Points of Implementation)
 - 取組み項目 (Implementation Items)
 - 2.3 大項目の趣旨 (Aim of Major Items)**
 - 概要 (Summary)
 - 構成 (Composition)
 - 取組みの重点 (Key Points of Implementation)
 - 取組み項目 (Implementation Items)
- Section 3: 取組みの重点 (Key Points of Implementation)**
 - 概要 (Summary)
 - 構成 (Composition)
 - 取組みの重点 (Key Points of Implementation)
 - 取組み項目 (Implementation Items)
- Section 4: 取組み項目 (Implementation Items)**
 - 概要 (Summary)
 - 構成 (Composition)
 - 取組みの重点 (Key Points of Implementation)
 - 取組み項目 (Implementation Items)

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| ■ 第1章 確かな学力の定着と学びの深化 | |
| ◇ 1 学習指導要領の確実な実施 | |
| －「確かな学力」の育成と授業改善－ | |
| ・ 取組みの重点 | 9 |
| ・ 取組み項目 | |
| (1) 特色ある教育活動の充実 | 9 |
| (2) 教育課程の編成 | 9 |
| (3) 学習指導要領の確実な実施 | 9 |
| (4) 総合的な探究（学習）の時間の実施 | 10 |
| (5) 学習形態の工夫 | 10 |
| (6) 児童・生徒の学習評価 | 10 |
| (7) 授業の質の向上 | 10 |
| (8) I C Tを活用した取組みの推進 | |
| －1人1台端末の効果的な活用－ | 11 |
| (9) 情報リテラシーの育成 | 11 |
| (10) 政治的教養を育む教育の推進 | 11 |
| (11) 消費者教育の充実 | 11 |
| (12) 学校図書館の活用 | 11 |
| (13) 学校外の学修 | 11 |
| (14) 国旗・国歌の指導 | 11 |
| ◇ 2 グローバル社会に対応できる人材育成 | |
| ・ 取組みの重点 | 14 |
| ・ 取組み項目 | |
| (1) 総合的な探究（学習）の時間の実施（再掲） | 14 |
| (2) 外国語教育の充実 | 14 |
| (3) 理数教育の充実 | 14 |
| (4) 國際教育 | 15 |
| (5) 環境教育の推進 | 15 |
| (6) 海外修学旅行の実施 | 15 |
| (7) 近隣アジア諸国との交流 | 15 |
| (8) 平和教育の推進 | 15 |

| | |
|------------------------------|----|
| ◇ 3 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実 | |
| ・ 取組みの重点 | 16 |
| ・ 取組み項目 | |
| (1) 個々の状況に即した適切な支援の充実 | 16 |
| (2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 | 16 |
| (3) 発達障がいのある児童・生徒の支援 | 17 |
| (4) 支援学校における地域支援の推進 | 17 |
| (5) 医療的ケアのさらなる充実 | 17 |
| (6) 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習保障 | 17 |
| (7) 日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援 | 17 |
| ◇ 4 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進 | |
| ・ 取組みの重点 | 20 |
| ・ 取組み項目 | |
| (1) 交流及び共同学習の推進 | 20 |
| (2) 高等学校における支援教育の推進 | 20 |
| ◇ 5 府立高校の魅力づくりと効果的な情報発信 | |
| ・ 取組みの重点 | 22 |
| ・ 取組み項目 | |
| (1) 魅力ある教育活動の実施 | 22 |
| (2) 学校の教育活動の積極的な情報発信 | 22 |
| (3) 工業系・商業系高校等の地域連携・地域貢献 | 22 |

| | |
|---|----|
| ■ 第2章 豊かな心と健やかな体の育成 | |
| ◇ 6 人権・多様性を尊重する教育の推進 | |
| ・取組みの重点 | 23 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 人権教育推進計画の作成 | 23 |
| (2) 人権教育の一環としての同和教育の推進 | 23 |
| (3) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進 | 23 |
| (4) 互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進 | 24 |
| (5) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応 | 24 |
| (6) 支援を要する子どもの人権を尊重した指導等の充実 | 24 |
| (7) 日本人拉致問題に関する理解 | 24 |
| (8) 心の教育の充実 | 24 |
| (9) 規範意識の育成 | 24 |
| (10) 道徳教育の推進 | 25 |
| (11) 読書活動の推進 | 25 |
| (12) 体験活動の充実 | 25 |
| (13) 大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用 | 25 |
| (14) 法定表簿等の適切な記載 | 25 |
| ◇ 7 子どもたちの生命・身体を守る取組み | |
| ・取組みの重点 | 28 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 幼児・児童・生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携 | 28 |
| (2) 「こころの再生」府民運動 | 28 |
| ◇ 8 いじめへの取組み | |
| ・取組みの重点 | 30 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 多様化する生徒指導上の課題への取組みの充実 | 30 |
| (2) いじめの未然防止及び早期発見・早期解決 | 31 |
| (3) 問題行動への取組みの充実 | 31 |
| (4) 子どもの尊厳を守る取組み | 31 |
| (5) 生徒等の状況に応じた指導の工夫と改善 | 31 |
| ◇ 9 中途退学・不登校の未然防止 | |
| ・取組みの重点 | 33 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 中途退学防止に向けた指導体制の確立 | 33 |
| (2) 不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実 | 34 |
| ◇ 10 情報モラルの育成 | |
| ・取組みの重点 | 35 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 情報通信ネットワークの適切な活用 | 35 |
| (2) ネットトラブルの防止・指導・対応について | 35 |
| (3) 携帯電話等使用に係る指導の充実 | 35 |
| ◇ 11 学びに向かう環境づくりの充実 | |
| ・取組みの重点 | 37 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援（再掲） | 37 |
| (2) 経済的理由により就学困難な生徒への配慮 | 37 |
| (3) がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励 | 37 |
| (4) ヤングケアラーに対する支援 | 37 |
| ◇ 12 体力づくりの推進と学校の体育活動中の事故防止等の取組み | |
| ・取組みの重点 | 39 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 体力づくりの推進 | 39 |
| (2) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底 | 39 |

| | | | |
|----------------------------------|----|--------------------------------------|----|
| ◇ 13 健康教育・安全教育の充実 | 41 | ◇ 15 部活動の取組み | 50 |
| ・取組みの重点 | | ・取組みの重点 | |
| ・取組み項目 | | ・取組み項目 | |
| (1) 食物アレルギー事故防止の徹底 | 41 | (1) 部活動の在り方 | 50 |
| (2) 学校給食における衛生管理の徹底 | 41 | (2) 支援学校におけるスポーツや文化芸術活動等の充実 | 50 |
| (3) 食育の推進 | 41 | | |
| (4) 学校保健計画の策定 | 42 | | |
| (5) 感染症予防の取組み | 42 | | |
| (6) がん教育の推進 | 42 | | |
| (7) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育の推進 | 42 | | |
| | | | |
| (8) 精神疾患に関する指導の充実 | 42 | | |
| (9) ギャンブル等依存症に関する教育の推進 | 42 | | |
| (10) AEDを含む心肺蘇生実習の実施 | 42 | | |
| (11) 性に関する指導の充実 | 42 | | |
| (12) 健康相談体制の充実 | 43 | | |
| (13) 学校保健委員会の開催 | 43 | | |
| (14) 安全・快適な教育環境の確保 | 43 | | |
| (15) 養護教諭複数配置校における取組みの充実 | 43 | | |
| | | | |
| (16) 学校安全計画の策定 | 43 | | |
| (17) 学校事故対応の徹底 | 43 | | |
| (18) 国民健康保険法を踏まえた適切な支援 | 44 | | |
| ▽ 第2章の関連事項 | | ◇ 16 専門人材の活用や、地域・大学・企業等との連携の充実 | |
| (1) 文化財の活用 | 46 | ・取組みの重点 | 52 |
| | | ・取組み項目 | |
| | | (1) 学習活動への専門人材の活用や大学等との連携の充実について（再掲） | 52 |
| | | (2) 異なる校種間での連携の推進（再掲） | 52 |
| | | (3) 教育コミュニティづくりへの参画・協力 | 52 |
| | | (4) PTA活動の在り方 | 52 |
| | | (5) PTAの人権意識の高揚 | 52 |
| ■ 第3章 将来をみすえた自主性・自立性の育成 | | ◇ 17 家庭教育支援の充実 | |
| ◇ 14 自主性・自立性を育成するキャリア教育の推進 | | ・取組みの重点 | 54 |
| ・取組みの重点 | 47 | ・取組み項目 | |
| ・取組み項目 | | (1) 親学習の実施促進 | 54 |
| (1) 希望進路の実現 | 47 | | |
| (2) 異なる校種間での連携の推進 | 47 | | |
| (3) 学習活動への専門人材の活用や大学等との連携の充実について | 48 | | |
| (4) 進路に係る問題事象への対応 | 48 | | |
| (5) 障がいのある児童・生徒へのキャリア教育の充実 | 48 | | |
| | | | |
| (6) 進学に係る奨学金等の指導 | 48 | | |
| ■ 第5章 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり | | ◇ 18 働き方改革 | |
| ◇ 15 部活動の取組み | | ・取組みの重点 | 55 |
| ・取組み項目 | | ・取組み項目 | |
| (1) 在校等時間管理 | 55 | | |
| (2) 校務におけるICT活用の推進 | 55 | | |
| (3) 外部人材の活用 | 55 | | |
| (4) 部活動の適正化 | 55 | | |
| (5) 学校行事の在り方の見直し | 56 | | |
| (6) 労働安全衛生体制の充実 | 56 | | |
| (7) 休憩時間 | 56 | | |
| (8) 週休日の教育活動 | 56 | | |
| (9) 土曜授業 | 56 | | |

| | |
|-----------------------------------|----|
| ◇ 19 校長のリーダーシップによる学校経営の確立 | |
| ・取組みの重点 | 58 |
| ・取組み項目 | |
| (1) P D C A サイクルによる学校経営の推進 | 58 |
| (2) 学校評価における学校関係者評価の活用 | 58 |
| (3) 組織的・効率的な学校運営 | 58 |
| (4) 支援チームの活用 | 59 |
| (5) 職員会議の適切な運営 | 59 |
| (6) 加配教員の適切な活用 | 59 |
| (7) 人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携 | 59 |
| (8) 教育相談体制の充実 | 59 |
| (9) 保護者・地域ニーズの学校運営への反映 | 59 |
| (10) 学校運営協議会を通した学校運営 | 59 |
| (11) 保護者等への授業公開 | 59 |
| (12) 学校We b ページの活用 | 59 |
| (13) 入学者選抜の厳正な実施 | 60 |
| (14) 転入学の受入対応 | 60 |
| ◇ 20 教職員の資質・能力の向上 | |
| ・取組みの重点 | 62 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上 | 62 |
| (2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり | 62 |
| (3) 校内外の研修を効果的に活用した人材育成 | 62 |
| (4) 評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成 | 63 |
| (5) 教職員全体の指導力向上 | 63 |
| (6) 支援学校における教員の専門性の向上 | 63 |
| (7) 教職員のカウンセリングスキルの向上 | 63 |
| (8) 教職員人権研修ハンドブックの活用 | 63 |
| (9) 人権侵害事象等に対する対応 | 63 |
| (10) 優秀教職員等表彰について | 64 |
| (11) 承認研修について | 64 |
| (12) 次世代育成について | 64 |
| (13) 女性活躍の推進について | 64 |
| ◇ 21 不祥事の防止 | |
| ・取組みの重点 | 66 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 飲酒運転について | 66 |
| (2) 服務監督について | 66 |
| (3) 自家用自動車等を使用しての通勤認定について | 67 |
| (4) 通勤について | 67 |
| (5) 兼職・兼業について | 67 |
| (6) 教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合について | 67 |
| (7) 旅費について | 67 |
| ◇ 22 体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み | |
| ・取組みの重点 | 69 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 体罰の防止 | 69 |
| (2) セクシュアル・ハラスメントの防止 | 69 |
| (3) 相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応 | 69 |
| ◇ 23 個人情報の適正な管理 | |
| ・取組みの重点 | 71 |
| ・取組み項目 | |
| (1) 情報管理規定の策定 | 71 |
| (2) 行政文書や個人情報の適切な取扱い | 71 |
| (3) 情報機器からの情報漏洩の防止 | 71 |
| (4) 個人情報管理のためのルールの作成 | 72 |
| (5) 事象生起時の対応 | 72 |
| ◇ 24 職場におけるハラスメントの防止 | |
| ・取組みの重点 | 73 |
| (1) ハラスメントの未然防止 | 73 |
| (2) 良好的な勤務環境の維持 | 73 |
| (3) 校内相談窓口の周知と適切な対応 | 73 |

| | |
|------------------------|----|
| ◇ 25 「指導が不適切である」教員への対応 | |
| ・ 取組みの重点 | 75 |

| | |
|---------------------------------|----|
| ▽ 第5章の関連事項 | |
| （1） 学校会計事務の適正化 | 76 |
| （2） 廃棄物処理等事務の適正化 | 76 |
| （3） 非常勤職員の効果的な配置と活用 | 76 |
| （4） 就学支援金制度等の周知と授業料等の未納 防止対策 | 76 |
| （5） 行政の福祉化 | 77 |
| （6） 備品の適正管理 | 77 |

■ 第6章 学びを支える環境整備

| | |
|----------------------------|----|
| ◇ 26 防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保 | |
| ・ 取組みの重点 | 78 |
| ・ 取組み項目 | |
| （1） 緊急事態への対処 | 78 |
| （2） 安全確保及び学校の安全管理 | 78 |
| （3） 安全対策の推進 | 79 |

| | |
|----------------|----|
| ■ 資料 | 80 |
| ■ 学校組織運営に関する指針 | 86 |

1**学習指導要領の確実な実施 – 「確かな学力」の育成と授業改善 –**

学習指導要領を踏まえ、学校として育てたい幼児・児童・生徒像や、必要となる資質・能力を明確にするとともに、学習の基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力などを育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程を編成することが重要である。

そのため、計画した教育課程の実施状況を毎年度適切に評価するとともに、学校全体として組織的に学習指導や学習評価の改善に取り組む必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、教科を超えて学習指導に関する実践事例を共有・研究するなど、組織的に授業改善を図ること。
- (イ) 指導と評価の一体化の視点から、「観点別学習状況の評価」や「幼児理解に基づいた評価」を活用し、学習指導の見直しを行うこと。

【取組み項目】**(1) 特色ある教育活動の充実**

- ・ 「大阪府教育振興基本計画」及び学習指導要領を踏まえ、幼児・児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学びにつながるような特色ある教育活動の充実を図ること。

(2) 教育課程の編成

- ・ 学習指導要領の内容について、教職員に周知を徹底するとともに、適切な教育課程の編成・実施を行うこと。
- ・ 高等学校及び支援学校高等部における令和3年度以前の入学生に係る移行措置については、通知に基づき遺漏なく実施すること。特に、学習指導要領（平成30年告示）の「道徳教育に関する配慮事項」や同要領解説の「総合的な探究の時間改訂の趣旨及び要点」に留意すること。
- ・ 学校週5日制のもとで、各学校においては、授業日数及び各教科・科目等の授業時数の確保に努めること。

- ・ 学習指導要領を踏まえ、各教科・科目及び総合的な探究（学習）の時間等の指導計画、指導方法を十分に研究するとともに、幼児・児童・生徒や学校の実態等に応じた適切な「学校設定科目及び学校設定教科」を開設するなど、各学校が特色ある教育課程の編成に努めること。

- ・ 教育課程の編成に当たっては、府教育センターの高等学校教育推進室・支援教育推進室と十分連携を図ること。
- ・ 学校行事については行事間の関連や統合を図る等、実態に応じて精選・重点化を図ること。

[関連記載 P56 (5) 学校行事の在り方の見直し]

(3) 学習指導要領の確実な実施

- ・ 学習指導要領に基づき、各学校においては、総則、各教科・科目、総合的な探究（学習）の時間、特別活動等の指導を適切に行うとともに、学校や幼児・児童・生徒の状況に応

- じた教育課程の編成、指導計画等の作成や教員研修の充実を一層進めること。
- ・ 学習指導に当たっては、学習指導要領に基づいた学びの連續性を十分に理解したうえで効果的に行うこと。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりの推進に努めること。その際、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型をめざした技術に留まるのではなく、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげたり、対話等を通じ自己の考えを広げ深めたり、問題を見いだして解決策を考え、思いや考えを基に創造したりするような、質の高い学びの実現をめざすこと。
 - ・ 指導と評価の年間計画(シラバス)の作成に当たっては、学習指導要領に示された学習内容等について十分に確認を行うこと。また、教員間で指導と評価の年間計画(シラバス)を共有し、各教科・科目等の内容の相互の関連を図るよう努めること。
 - ・ 基礎学力の確実な定着を図る取組みとともに教育環境づくりの取組みなど、創意工夫した特色ある教育活動の推進に努めること。
 - ・ 言語活動や体験活動などの充実に引き続き努めること。

(4) 総合的な探究(学習)の時間の実施

- ・ 総合的な探究(学習)の時間の実施に当たっては、学習指導要領で示されているように、教科・科目等の枠を越えて学習の基盤となる資質・能力が育まれるように配慮するとともに、引き続きすべての教員が一体となった指導体制を確立し、学習の評価を含めた全体計画を作成すること。
- ・ 課題を探究する中で、他者と協働して課題を解決しようとする活動や、情報収集、整理・分析、まとめ、表現する活動を行うこと。

(5) 学習形態の工夫

- ・ 学習の形態については、チーム・ティーチング、習熟度別学習、少人数指導、体験学習等、

児童・生徒の実態に応じた工夫を行うこと。

- ・ 実施に当たっては、事前、事後の児童・生徒の学習到達度を把握し、その効果の測定に努めること。

(6) 児童・生徒の学習評価

- ・ 児童・生徒の学習評価については、児童・生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価するとともに、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上に生かすようになるなど、各学校において、評価の在り方について十分検討すること。また、「観点別学習状況の評価」の実施に当たっては、児童・生徒一人ひとりの学習状況を観点ごとに適切に評価できるよう工夫・改善すること。
- ・ 障がいのある児童・生徒に対する評価に当たっては、学習指導要領及び関係通知を踏まえ、評価の在り方や評価の方法を児童・生徒の障がいの状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして児童・生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。

(7) 授業の質の向上

- ・ 授業は学校の教育活動の中心をなすものである。児童・生徒にとって「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するために、指導と評価の一体化を通じて学習指導の在り方を見直すことや、授業アンケートの結果を踏まえることにより授業を改善すること。
- ・ 各教員が、主体的に授業を研究し、授業形態の工夫や今後進化し続けるＩＣＴ機器の積極的な活用等により授業改善を図るとともに、校内で好事例の共有を積極的に行うなど、学校として組織的に授業の質の向上に向けた取組みを進めること。
- ・ 英語の授業においては、各学校が「CAN-DOリスト」の形で学習到達目標を設定し、生徒が身に付ける能力を明確化することで、生徒の指導と評価の改善につなげること。また、生徒の英語力の向上に向け、4技能を総合的に育成する授業づくりを進めること。

第1章 確かな学力の定着と学びの深化

- ・ 校長は授業観察等を通じて現状の把握を行うこと。
- ・ 府立高校においては生徒による授業アンケートを年2回、府立支援学校においては児童・生徒又は保護者による授業アンケートを少なくとも年1回実施し、アンケート結果による授業における課題の洗い出し、課題に対する改善方策の策定、改善状況の把握・検証を行うこと。
- ・ 教員相互の研究授業や保護者等を対象とした公開授業を実施し、多様な観点から授業を評価・検証するなど、授業改善に努めること。
- ・ 府教育センターが実施しているパッケージ支援を活用し、授業改善に向けた取組みを組織的に進めること。

(8) I C Tを活用した取組みの推進 －一人一台端末の効果的な活用－

- ・ 校内体制を整備し、I C Tを活用した授業実践に向けた教員研修の実施や好事例の共有等、学校として組織的な取組みを推進すること。
- ・ 取組みの推進に当たっては、専門人材等を効果的に活用するとともに、国や府教育委員会が作成する資料や府教育センターが行う研修等も活用すること。

(9) 情報リテラシーの育成

- ・ 情報社会や技術革新が加速度的に進み、一人一台端末の導入など、日常生活や学校等での学びが変化していく中で、児童・生徒には、より一層情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための資質・能力を身に付けさせること。

(10) 政治的教養を育む教育の推進

- ・ 政治的教養や主体的に判断する力を高めるとともに、積極的に政治参加できる意欲や態度の育成を図るため、「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」に基づき、計画的・組織的に取り組むこと。

- ・ 政治に参加する意義や選挙の仕組みを学ばせるとともに、違法な選挙運動を行うことがないよう選挙制度の理解を図り、主体的に判断できる力の育成に努めること。
- ・ 実施に当たっては、学校における政治的中立の確保に努めること。

(11) 消費者教育の充実

- ・ 成年年齢の引き下げを踏まえ、家庭科などにおいて、契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する内容及び消費者被害の未然防止に関する内容の充実を図ること。
- ・ 消費者庁作成の消費者教育教材等を活用するなど、消費者教育の充実を図ること。

(12) 学校図書館の活用

- ・ 学校図書館を活用した調べ学習や朝の読書活動等により、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ること。
- ・ 司書教諭を中心に、すべての教職員による学校図書館の運営体制を確立させること。
- ・ 児童・生徒が学校図書館を活用できる時間の確保に努めること。特に、昼間の学校においては、昼休みと放課後に学校図書館を開館すること。

(13) 学校外の学修

- ・ 生徒の多様な興味・関心等を踏まえ、学ぶ意欲を高め、生徒の個性を一層伸ばす観点から、高大連携等により、大学・専修学校等における学習、知識及び技能に関する審査、ボランティア及び就業体験等に係る活動を積極的に取り入れ、その学修の成果の単位認定制度を活用すること。
- ・ 実施に当たっては、関係指針に基づき、所定の手続きを行うこと。

(14) 国旗・国歌の指導

- ・ 入学式や卒業式等の儀式的行事については、学校生活に有意義な変化や折りめを付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活

- の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- 入学式や卒業式等においては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、「望ましい形」となるよう努めること。
 - 「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」（平成23年6月13日施行）が制定されたことも踏まえ、入学式及び卒業式等、国旗を掲揚し国歌斉唱が行われる学校行事において、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」（令和3年8月26日・文部科学省）
 - ・「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」（令和3年1月）
 - ・「支援学校授業評価ガイドラインⅡ」（令和2年4月）
 - ・「幼児理解に基づいた評価」（平成31年3月・文部科学省）
 - ・「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅲ】」（平成31年2月）
 - ・「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成30年3月・文部科学省）
 - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成29年4月28日・文部科学省）
 - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成29年3月31日・文部科学省）
 - ・「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成25年4月1日・文部科学省）
- (2)に関連した資料
 - ・「大阪府立高等学校 教育課程基準」（令和5年3月）
 - ・「平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部改正について（通知）」（令和元年9月25日・文部科学省）
 - ・「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について」（平成31年3月28日・文部科学省）
 - ・「特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）」（平成31年2月4日・文部科学省）
 - ・「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成30年8月31日・文部科学省）
 - ・「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成29年12月27日・文部科学省）
- (3)に関連した資料
 - ・「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」（令和3年8月26日・文部科学省）
 - ・「平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部改正について」（令和元年9月25日・文部科学省）
 - ・「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について」（平成31年3月28日・文部科学省）
 - ・「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成30年8月31日・文部科学省）
 - ・「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成30年3月・文部科学省）
 - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成29年4月28日・文部科学省）
 - ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成29年3月31日・文部科学省）
 - ・「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」（平成29年3月公示・文部科学省）

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月・中央教育審議会）
 - 「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改正について」（平成 27 年 4 月 24 日・文部科学省）
 - 「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成 25 年 4 月 1 日・文部科学省）
- (6) に関連した資料
- 「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」（令和 3 年 1 月）
 - 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日・文部科学省）
 - 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年 5 月 11 日・文部科学省）
 - 「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について」（平成 13 年 9 月 12 日・教委教務第 514 号）
- (7) に関連した資料
- 「高等学校における校内授業実践研究進め方ガイドブック」（令和 5 年 3 月改訂）
 - 「支援学校授業評価ガイドラインⅡ」（令和 2 年 4 月）
 - 「『深い学び』をもたらす授業デザイン－学びの質の改善に向けて－」（令和 2 年 3 月）
 - 「新学習指導要領（平成 30 年告示）のポイント、各教科等のポイント」（令和元年 5 月）
 - 「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅲ】」（平成 31 年 2 月）
 - 「各中・高等学校の外国語教育における『CAN-D0 リスト』の形での学習到達目標設定のための手引き」（平成 25 年 3 月・文部科学省）
 - 「大阪版 英語 CAN-D0 リスト」「CAN-D0 リストの作成と活用に向けて」（大阪府教育センター Web ページ「教職員のためのページ（教材・資料等）」）
 - 「動画で見る府立高校英語授業実践事例」（大阪府教育センター Web ページ「教職員のためのページ（教材・資料等）」）
- (8) に関連した資料
- 「府立学校 GIGA スクール運営支援センターに係る支援内容の拡充について」（令和 5 年 6 月 26 日・教改第 1157 号）
 - 「府立高校における生徒 1 人 1 台端末の活用促進に向けたアクションプラン」（令和 3 年 9 月）
- (10) に関連した資料
- 「政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン」（平成 28 年 2 月）
 - 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成 27 年 10 月 29 日・文部科学省）
 - 「高校生向け副教材、教師用指導資料」（総務省、文部科学省）及び「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の公表について」（平成 27 年 9 月 29 日・文部科学省）
 - 「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について（依頼）」（平成 27 年 7 月 28 日・文部科学省）
- (11) に関連した資料
- 「社会への扉」（平成 29 年 4 月・消費者庁）
 - 「めざそう！消費者市民」（平成 29 年 2 月）
- (12) に関連した資料
- 「学校図書館活性化ガイドライン」（平成 23 年 3 月）
- (13) に関連した資料
- 「高等学校等における学校外学修の単位認定について」（平成 29 年 5 月・文部科学省）
 - 「大阪府立高等学校 教育課程基準」（令和 5 年 3 月）
- (14) に関連した資料
- 「入学式及び卒業式等における国旗掲揚及び国歌斎唱について」（平成 24 年 1 月 17 日・教委高第 3869 号）

2

グローバル社会に対応できる人材育成

国際化や人工知能・I o T等の技術革新等が加速度的に進展する中、各学校においては、問題発見・解決能力、論理的思考力や英語運用能力を育成することにより、児童・生徒一人ひとりが、SDGsの視点も踏まえ、グローバルな社会課題の解決にむけ、自らが果たすべき役割を考え、行動できるようにすることが求められている。

【取組みの重点】

- (ア) 総合的な探究（学習）の時間はじめ、すべての教科・科目等において、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学びを充実させることにより、課題を発見し解決していくために必要な資質・能力を育成すること。
- (イ) 府教育庁が令和5年度に開発した英語学習ツール（BASE in OSAKA）等のデジタルコンテンツの活用などにより、授業における言語活動を充実させ、生徒の英語運用能力、とりわけ英語を「話す力」の育成に努めること。

【取組み項目】

(1) 総合的な探究（学習）の時間の実施
(再掲)

- 総合的な探究（学習）の時間の実施に当たっては、学習指導要領で示されているように、教科・科目等の枠を越えて学習の基盤となる資質・能力が育まれるように配慮するとともに、引き続きすべての教員が一体となった指導体制を確立し、学習の評価を含めた全体計画を作成すること。
- 課題を探究する中で、他者と協働して課題を解決しようとする活動や、情報収集、整理・分析、まとめ、表現する活動を行うこと。

(2) 外国語教育の充実

- 学習指導要領を踏まえ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の五つの領域別及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を充実させることにより、児童・生徒の英語運用能力を育成すること。
- 海外研修や海外の高校生とのオンライン交

流等により、生の英語に触れる機会を設けるよう努めること。

- 英語以外の外国語についても、他者とのコミュニケーションの基盤を形成する観点から、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の五つの領域別及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を充実させること。

(3) 理数教育の充実

- 科学技術の発展が、実社会・実生活を豊かにしてきたことについて、身近な事物・現象に関する観察・実験等を通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うよう授業等の工夫・改善に努めること。
- 中学校等での数学・理科の学習成果を踏まえて、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心を持ち続ける態度を育てるよう努めること。

(4) 國際教育

- 国際化が進展する中にあって、自国の歴史や伝統・文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる力の育成に努めること。
- 国際教育を進めるに当たっては、SDGsの視点も踏まえ、児童・生徒が国際社会において主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するよう、各教科・科目、総合的な探究（学習）の時間、特別活動及び課外活動との有機的な関連を図りつつ、学校教育活動全体の中で取り組むこと。
- 国際関係機関との連携や海外の学校との友好交流等を推進するとともに、地域社会の人材を積極的に活用するなど、継続的な推進を図ること。

(5) 環境教育の推進

- 児童・生徒が自ら地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やより良い環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身に付けるよう努力するとともに、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。
- 環境教育は多くの教科・科目の内容に関わることから、総合的な探究（学習）の時間を活用するなど、教科横断的・総合的に推進す

ること。

- 環境に関する学校設定教科・科目やコース等の設置について、検討すること。

(6) 海外修学旅行の実施

- 海外修学旅行を実施するに当たっては、目的を明確にするとともに、安全確保、健康管理等に配慮すること。
- 生徒の国際理解を深める観点から、現地校との交流活動を積極的に実施するなど、その内容の充実に努めること。

(7) 近隣アジア諸国との交流

- 韓国や中国等、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進や、韓国・朝鮮語、中国語の学習機会を充実させるなど、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

(8) 平和教育の推進

- 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」を踏まえ、関係資料や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導すること。
- 国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けさせよう努めること。

<参考>

○「取組みの重点」、(2) に関連した資料

- 「英語学習ツール（BASE in OSAKA）の活用について」（令和6年1月25日・教高第3941号）
- 「英語スピーキング力測定ツールの活用について」（令和4年7月15日・教高第2182号）
- 『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について（令和3年8月26日・文部科学省）
- 「大阪府立高等学校英語スピーキング教材」（平成31年1月）
- 「大阪府立高等学校英語スピーキングテスト」（平成30年9月）
- 「府立高等学校における英語スピーキングテストの実施について」（平成30年6月11日・教高第1760号）
- 『英語を話す力』を伸ばすための教材集（平成30年3月）

○(6) に関連した資料

- 「大阪府立学校の管理運営に関する規則」（令和5年10月1日）
- 「海外修学旅行等の安全確保について」（令和元年5月17日・教高第1521号）
- 「宿泊を伴う教育活動実施上の留意事項等の一部改訂について」（平成30年12月21日・教高第3377号）

○(8) に関連した資料

- 「平和教育に関する事例集」（平成15年3月）

3**一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実**

府内すべての学校で、配慮や支援を要する幼児・児童・生徒一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じた指導・支援・配慮を行うことが重要である。

また、これらのニーズに対応するため、専門家や福祉等関係機関との連携を強化するとともに、不安や悩みを抱える幼児・児童・生徒が安心して相談できるよう、支援体制を充実させる必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 学校は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮の提供に向け、本人・保護者との合意形成に努めること。
- (イ) 不登校児童・生徒については、社会的自立をめざす観点から、個々の児童・生徒の実態に応じた学習支援に努めること。
- (ウ) 日本語指導が必要な児童・生徒に対し、学習や学校生活における課題を解決し、希望する進路が実現できるよう、取り組むこと。

【取組み項目】**(1) 個々の状況に即した適切な支援の充実**

- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
- ・ 教職員と障がいのある幼児・児童・生徒及び保護者が互いに理解し合うことを心掛けながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。
- ・ 支援が必要な幼児・児童・生徒や保護者が就学前から学齢期、社会参加まで切れめない支援が受けられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする医療・保健・福祉等の専門人材及び関係機関との連携に努めること。
- ・ 府立高校においては、入学時に保護者と連携して作成した「高校生活支援カード」等により、障がいのある生徒の個々の状況やニーズを把握すること。また、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用して、個々の生徒の状況に即した学習指導

や評価の在り方の工夫に組織的に取り組み、進級・卒業をめざした適切な指導を行うこと。その際には、支援教育サポート校や府立支援学校のセンター的機能の効果的な活用を図ること。

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの実態を的確に把握し、保護者、関係者等と連携したうえで、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、支援体制の充実を図ること。またそれらの支援ツール等を活用し、福祉等関係機関との連携を一層推進すること。
- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒の指導に当たっては、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。
- ・ 「個別の指導計画」についても、障がいの状態や特性、教育的ニーズ等の実態把握に努め、具体的でわかりやすい内容表記を心掛

けるとともに、適切な指導の目標や方法、評価についても本人・保護者に提示するなど、十分説明して理解を得ながら、P D C Aサイクルによる指導改善を図ること。

(3) 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援

- 発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援については、「発達障害者支援法」の趣旨を理解し、一人ひとりのニーズや状況を踏まえた適切な指導・支援を行うこと。
- 府立高校においては、学習指導要領の趣旨が生かせるよう、府教育センター等で実施する研修の積極的な活用に努めるとともに、関係資料を活用した校内研修の機会の充実を図ること。

(4) 支援学校における地域支援の推進

- 支援学校は、地域支援リーディングスタッフを中心センターリーディングチームや、医療・保健・福祉・労働等の関係機関及び専門人材等と連携を図り、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた助言を行うこと。また、小・中学校等の校内支援体制の構築に向けた取組みへの支援に努めること。
- 地域からの相談事例や有効な教材教具等の収集・整理に努め、府内で共通に活用できるよう、学校のWebページ等を十分に活用した積極的な情報提供を行うこと。

(5) 医療的ケアのさらなる充実

- 医療的ケアの必要な幼児・児童・生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、とりわけ、高度・複雑化する医療的ケアに対応できる校内体制の整備・充実等に努めること。
- 看護師を含む教職員間の連携を深めるとともに、保護者や学校医・医療等との連携、緊急時の対応など、医療的ケアに関する校内体制の充実を図ること。とりわけ、医療的ケ

アが必要な幼児・児童・生徒が在籍する府立支援学校においては、「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」に基づき、学校ごとの実施要領を策定すること。さらに校内医療的ケア安全委員会を設置するなど、関係者が連携して対応できる体制を構築すること。

- 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒への理解を深めるために、医療的ケアに関する校内研修等の充実に努めること。
- 人工呼吸器をはじめとした高度な医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒について、その安全性を考慮しながら、保護者付添い等を含め、個別に対応の可能性を検討すること。
- 医療的ケア通学支援事業の活用等により、医療的ケアが必要なために通学が困難な幼児・児童・生徒の学習機会の確保及びその充実を図ること。

(6) 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習保障

- 不登校児童・生徒の学習状況を踏まえ、ICTを活用するなど指導方法や指導体制を工夫・改善し、個々の状況に応じ、学習活動の充実を図ること。
- 登校の意志があるにもかかわらず登校できない児童・生徒に対して、そのきっかけや理由を踏まえ、本人の希望を尊重したうえで、大阪府高等学校教育支援センター（ルポン）などの施設等を活用するなど社会的自立に向けた支援を行うこと。

[関連記載 P34 (2) 不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実]

(7) 日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援

- 日本語指導を必要とする海外から帰国又は渡日した児童・生徒については、教育センター及び府教育委員会が作成した資料等を活用し、学習言語能力の習得を踏まえた日本語指導、教科指導を行うこと。
- 府が実施する研修等を通して、担当教員の

- 資質向上を図り、学校における受入・指導体制の一層の充実に努めること。
- 学校生活等のサポート情報を外国語に翻訳したWebページ等を活用し、学校生活や進路の支援に努めること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関する資料
 - ・「外国人にルーツをもつ生徒のための進路選択リーフレット」（令和4年5月31日・教高第1756号）
 - ・『『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～』（令和4年4月改訂）
 - ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年6月4日公布・内閣府）
 - ・「外国人児童生徒受け入れの手引き」（平成31年3月改訂・文部科学省）
 - ・「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び要綱」（平成28年4月施行・大阪府Webページ）
 - ・「日本語支援アイデア集」（平成23年3月・大阪府Webページ）
 - ・「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日・文部科学省）
 - ・「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」（大阪府Webページ）
- (1)に関連した資料
 - ・『『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～』（令和4年4月改訂）
 - ・「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月・文部科学省、厚生労働省）
 - ・「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程及び要綱」（平成28年4月施行）
- (2)に関連した資料
 - ・「個別の教育支援計画の参考様式について」（令和3年6月30日・文部科学省）
 - ・「みづめよう一人ひとりを」（平成31年1月改訂・大阪府Webページ）
 - ・「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクト』報告」（平成30年3月29日・厚生労働省、文部科学省）
 - ・「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」（平成29年3月公示・文部科学省）
 - ・『『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために』（平成25年3月改訂）
- (3)に関連した資料
 - ・「社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」（令和2年9月）
 - ・「高等学校学習指導要領」（平成30年3月公示・文部科学省）
 - ・「発達障害者支援法」（平成28年8月改正・文部科学省）
 - ・「共感からはじまる『わかる』授業づくり」（平成24年8月）
 - ・「明日からの支援に向けて」（平成24年8月）
- (4)に関連した資料
 - ・「高等学校学習指導要領」（平成30年3月公示・文部科学省）
 - ・「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」（平成29年3月公示・文部科学省）
 - ・「幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領」（平成29年3月公示・文部科学省）
- (5)に関連した資料
 - ・「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」（令和5年3月改訂・教支第2383号）
 - ・「令和4年度診療報酬改定を踏まえた医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（周知）」（令和4年4月1日・文部科学省）
 - ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）」（令和3年9月17日・文部科学省）
 - ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（令和3年6月18日・文部科学省）
 - ・「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（令和3年6月・文部科学省）
 - ・「医療的ケアの必要な生徒への配慮事項等について」（令和3年4月14日・教高第1245号）
 - ・「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（通知）」（令和2年3月16日・文部科学省）

- 「医療的ケアが必要な児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について」(令和元年5月21日・文部科学省)
- 「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」(平成31年3月20日・文部科学省)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の一連の推進について」(平成28年6月3日・厚生労働省、内閣府、文部科学省)
- (7) に関連した資料
 - 「在日外国人に関する教育における指導の指針」(令和6年2月)
 - 「外国人にルーツをもつ生徒のための進路選択リーフレット」(令和4年5月31日・教高第1756号)
 - 「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成31年3月改訂・文部科学省)
 - 「高等学校教科書用語集（8言語対訳）保健体育分野・家庭科分野」(平成23年3月)
 - 「日本語支援アイデア集」(平成23年3月)
 - 「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(平成22年3月)
 - 「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」(大阪府Webページ)
 - 「外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト『かすたねっと』」(文部科学省Webページ)

4

「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

障がいの有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が地域社会で豊かに生きるために、小・中学校や高等学校、支援学校等での多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育をすべての学校においてさらに推進する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、ともに助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。
- (イ) 府立高校においては、自立支援推進校・共生推進校等の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

【取組み項目】

(1) 交流及び共同学習の推進

- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との相互交流の機会を設け、交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、互いに尊重しながら協働して生活していく態度の育成を図ること。
- ・ 府立支援学校にあっては、近隣の学校のみならず、在籍する幼児・児童・生徒の居住する地域の学校との交流及び共同学習が推進されるよう努めること。

(2) 高等学校における支援教育の推進

- ・ すべての府立高校で、障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図ること。その実施に当たっては、教職員の研修の充実はもとより、生徒・保護者の理解啓発にも努めること。
- ・ 自立支援推進校・共生推進校においては、その取組みの成果を、府立高校で共有・活用できるよう、発信に努めること。
- ・ 府立高校においては、支援教育サポート校の来校・訪問相談を活用し、支援教育の推進を図ること。また、支援学校のセンター的機能も併せて活用すること。

<参考>

○(1) に関連した資料

- ・ 「『交流及び共同学習ガイド』の改訂について」(平成31年3月29日・文部科学省)
- ・ 「高等学校学習指導要領の全部を改訂する告示等の公示について」(平成30年3月30日・文部科学省)
- ・ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」(平成29年4月28日・文部科学省)
- ・ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」(平成29年3月31日・文部科学省)
- ・ 「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領」(平成29年3月公示・文部科学省)
- ・ 「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」(平成25年3月改訂)

第1章 確かな学力の定着と学びの深化

- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月・中央教育審議会初等中等教育分科会）
- （2）に関連した資料
 - 「大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針」（令和3年3月改定）

5

府立高校の魅力づくりと効果的な情報発信

社会の変化や多様なニーズを踏まえた教育内容の特色化、魅力化を推進するとともに、中学生等の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択につながるよう、効果的かつ積極的な広報活動が必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 各校においては、生徒の状況や地域の実態に応じ、適切な教育課程を編成するとともに、創意工夫を生かした魅力ある教育活動を展開すること。
- (イ) 各校における魅力的な取組み等について、Webページやリーフレット等の様々な媒体による広報活動を展開するとともに、対象者を明確にしたうえで内容を精査するなど、効果的な情報発信を図ること。

【取組み項目】

(1) 魅力ある教育活動の実施

- ・ 各校においては、生徒や学校、地域の実態等に応じ、各教科・科目等の特質を生かし、教科横断的な視点から特色ある教育課程の編成を図ること。
- ・ 各校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある取組みを開すること。また、学校行事や学校外における体験活動などについては、生徒や地域の実態を踏まえた魅力あるものとなるよう努めること。

(3) 工業系・商業系高校等の地域連携・地域貢献

- ・ 工業系高校については、大阪の産業基盤を継承・発展できる人材育成を行う学校づくりをめざし、地域産業との連携強化や、大学、高等専門学校など高等教育機関との接続の拡充を図ること。また、地域の小学校・中学校・支援学校等の児童・生徒に対してものづくりの魅力を伝えるため、出前授業の実施や体験教室を開催するなどの取組みを充実させること。
- ・ 商業系高校については、大阪の産業を支える人材育成を行うための学校づくりを継続するとともに、グローバル化・情報化が進展するビジネス社会で求められる資質・能力の育成に向け、実践的・体験的な学習活動を実施すること。また、地域産業をはじめとする経済社会の持続的発展及び課題解決のため、大学や産業界と連携・協働する取組みを充実させること。
- ・ 定時制（多部制単位制及び昼夜間単位制を含む。）・通信制の課程においては、府民の再学習等の支援、地域への貢献及び地域との連携の観点から、定時制通信制オープンスクール（聴講制度）の活用の取組みをさらに推進すること。

(2) 学校の教育活動の積極的な情報発信

- ・ 府立高校及び知的障がい高等支援学校職業学科においては、中学生（義務教育学校後期課程及び支援学校中学部の生徒を含む。以下同じ。）の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択が可能となるよう、アドミッションポリシー（求める生徒像）をはじめ各学校の特色ある取組みを積極的に情報発信すること。
- ・ 中学生やその保護者に対して、適切な進路情報を提供できるよう、中学校等への訪問、学校説明会や体験入学等を実施すること。

<参考>

○(3) に関連した資料

- ・「今後の工業系高等学校のあり方について」（令和4年11月・大阪府学校教育審議会工業教育部会答申）

6**人権・多様性を尊重する教育の推進**

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権3法〔※1〕や府人権関係3条例〔※2〕をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、教職経験年数に関わらず、管理職をはじめとするすべての教職員が、あらゆる教育活動において人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症、インターネット上の差別やいじめ等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。
- (イ) 教職経験年数に関わらず、管理職をはじめとするすべての教職員が、研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

【取組み項目】**(1) 人権教育推進計画の作成**

- ・ 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意すること。
- ・ 幼児・児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- ・ 幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
- ・ 人権教育を進めるに当たっては、関係資料等を活用し、指導の工夫・改善に努めること。
- ・ 必要に応じて地域の保健医療機関や福祉機関等専門の支援機関と連携すること。

(2) 人権教育の一環としての同和教育の推進

- ・ 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題

のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。

- ・ これまでの同和教育の実践や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進すること。

(3) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・ 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がい理解教育を計画的に推進すること。
- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していく指導に努めること。

(4) 互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進

- ・関係法令及び指針の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進すること。
- ・関係手引きを活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

(5) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

- ・「大阪府男女共同参画推進条例」の趣旨を踏まえ、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- ・男女共同参画を推進する視点から学校環境を点検するとともに、名簿の扱いなどについては、男女平等を基礎としたものになるよう努めること。
- ・各種調査においては、その調査の意義や目的を踏まえ、必要でない男女別統計については行わないよう努めること。
- ・性的マイノリティについて、関係資料を活用した研修を実施するなど、教職員自身が理解を進めること。
- ・性的マイノリティの子どもへの支援に向けては、幼児・児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、医療機関とも連携しながら幼児・児童・生徒の状況等に応じた対応を行うこと。

(6) 支援を要する子どもの人権を尊重した指導等の充実

- ・府立学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。関係法令の趣旨を踏まえ、各学校において教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚を図るとともに、校内

組織体制を整備して、障がい理解教育や集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。その際、関係資料等を活用すること。

- ・いじめの防止については「大阪府いじめ防止基本方針」(令和4年4月改訂)を踏まえ各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき適切に指導するとともに、P D C Aサイクルにより点検し、必要に応じて見直すこと。
- ・支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の観点に立って関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。

(7) 日本人拉致問題に関する理解

- ・児童・生徒の発達段階等に応じて、日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進すること。その際には、アニメ「めぐみ」等の積極的な活用を図ること。

(8) 心の教育の充実

- ・子どもたちに、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自らを律し他人を思いやる心、公共の精神、伝統や文化を尊重し我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むことが必要であることを再度確認すること。
- ・大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、家庭・地域と十分連携を図りながら、すべての教育活動を通じて子どもたちの豊かな心を育てるよう、実践的な取組みを進めること。

(9) 規範意識の育成

- ・あいさつ、服装、遅刻についての指導や集団活動に関する指導等を通じて、幼児・児童・生徒が公共のルールやマナーの重要性を自覚するとともに、実際にルールやマナーを守ることによって規範意識が育まれるよう、教職員の共通理解のもと組織的に指導すること。

- 規範意識は家庭教育を基盤に、学校におけるあらゆる教育活動の中で育まれるものであることから、各学校においては幼児・児童・生徒はもとより保護者との信頼関係を築くとともに、共通の理解が形成されるよう取り組むこと。

(10) 道徳教育の推進

- 道徳教育は、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に全教員が協力し、全体計画を作成して学校の教育活動全体で行うこと。その際、公民科の「公共」、「現代社会」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。
- 道徳教育を進めるに当たっては、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう指導すること。

(11) 読書活動の推進

- 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、発達段階に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができるよう、環境の整備を図ること。また、ビブリオバトルやオンラインサービスをはじめとした読書イベントを活用し、読書活動ができていない子どもが少しでも本に興味・関心を持つよう、読書活動の普及啓発・推進を図ること。

<参考>

[※1] 人権3法

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月施行、令和3年6月一部改正、公布)
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月施行)
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月施行)

[※2] 府人権関係3条例

- 「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(令和元年11月施行)
- 「大阪府人権尊重の社会づくり条例」(平成10年10月、令和元年10月一部改正)
- 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(令和元年10月施行)

○「取組みの重点」に関連した資料

- 「在日外国人に関する教育における指導の指針」(令和6年2月)
- 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(令和6年4月改正)
- 「大阪府人権白書『ゆまにてなにわ』(解説編) ver.38」(令和6年3月発行予定)
- 「性的指向ジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月施行)

- 取組みを進めるに当たっては、府立中央図書館をはじめとする公立図書館やボランティアと連携するなど、学校での読書環境づくりを進めること。

(12) 体験活動の充実

- 各学校においては、幼児・児童・生徒の発達段階や地域の実情に配慮し、ボランティア活動など社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験、文化芸術体験、交流体験等に取り組むとともに、発表等を積極的に取り入れ、体験活動の充実に努めること。

(13) 大阪人権博物館(リバティおおさか)の活用

- 生命の尊さに気付き、思いやりの心や将来への志・夢を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身に付けるため、大阪人権博物館(リバティおおさか)の移動人権展・企画展等の行事等や、資料の活用に努めること。

(14) 法定表簿等の適切な記載

- 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、幼児・児童・生徒の名前及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。
- 法定表簿に関する事務及び証明書交付事務の管理を適切に行うこと。
- 作業の際には、本名使用の意義を踏まえること。

- 「こども基本法」（令和5年4月施行）
- 「大阪府在日外国人施策に関する指針」（令和5年3月改正）
- 「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】補足資料」（令和5年3月改訂・文部科学省）
- 「大阪府人権教育推進計画」（令和4年9月改定）
- 「大阪府人権施策推進基本方針」（令和3年12月改正）
- 「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成30年3月改訂）
- 「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」（平成26年7月）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月・閣議決定）
- 「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」（平成20年3月・文部科学省）
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月施行）
- (1) に関連した資料
 - 「生命の安全教育教材」（令和3年4月・文部科学省）
 - 「人権教育リーフレットシリーズ」（平成26年3月～）
 - 「人権教育COMPASSシリーズ」（平成22年8月～）
 - 「OSAKA人権教育ABC Part1～5」（平成19年3月～）
 - 「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）
- (2) に関連した資料
 - 「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）
 - 「同和問題の早期解決に向けた基本的考え方について」（平成15年2月・教委人第113号）
 - 「大阪府同和対策審議会答申」（平成13年9月）
- (3) に関連した資料
 - 「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」（令和4年4月改訂）
 - 「第5次大阪府障がい者計画」（令和3年3月）
 - 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）
 - 「障害者基本法」（平成25年6月改正）
 - 「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（平成25年3月改訂）
 - 「精神障がいについての理解を深めるために」（平成20年5月改訂）
- (4) に関連した資料
 - 「在日外国人にわたる教育における指導の指針」（令和6年2月）
 - 「大阪府在日外国人施策に関する指針」（令和5年3月改正）
 - 「外国にルーツのある生徒のための進路選択リーフレット」（令和4年5月31日・教高第1756号）
 - 「ヘイトスピーチの問題を考えるためにー研修用参考資料ー」（令和2年4月改訂）
 - 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月施行）
 - 「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくためにー一本名指導の手引（資料編）ー」（平成25年4月一部修正）
 - 「人権教育COMPASSシリーズ」（平成22年8月～）
- (5) に関連した資料
 - 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月施行）
 - 「性の多様性の理解を進めるために」（令和2年4月）
 - 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（令和元年10月）
 - 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（平成28年4月・文部科学省）
 - 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月・文部科学省）
 - 「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」（平成22年4月・文部科学省）
 - 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）
 - 「大阪府男女共同参画推進条例」（平成14年4月）
- (6) に関連した資料
 - 「教職員のための差別事象対応ワークシート」（令和5年3月）
 - 「大阪府いじめ防止基本方針」（令和4年4月改訂）
 - 「学校における人権教育推進のための資料集」（平成29年4月）
 - 「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）
 - 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月施行）
 - 「いじめ対応プログラムⅡ」（平成19年8月）
 - 「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月）
- (7) に関連した資料
 - 「拉致問題に関する理解のために」（平成30年2月発行）
 - 「アニメ『めぐみ』」（平成20年3月・政府 拉致問題対策本部）
- (11) に関連した資料
 - 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和3年3月）

○ (13) に関連した資料

- ・「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」(平成27年6月)

○ (14) に関連した資料

- ・「指導要録等における外国籍児童生徒の本名記載に関する調査について」(令和5年7月3日・教高第2140号)
- ・「生徒指導要録、卒業証書授与台帳等における外国籍生徒の本名の記載について」(令和5年5月23日・教高第1607号)
- ・「大阪府立高等学校生徒指導要録解説（令和3年9月）について」(令和3年9月30日・教高第2728号)
- ・「出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う外国籍生徒の氏名の記載について」(平成24年12月12日・教委高第3167号)
- ・「府立学校における表簿及び証明書等の氏名及び生年月日の記載について」(平成21年10月28日・教委高第2333号)
- ・「府立学校における表簿に関する事務及び証明書交付事務について」(平成15年10月28日・教委学事第1613号)

7

子どもたちの生命・身体を守る取組み

府内の児童相談所における令和4年度の児童虐待相談件数が1万6千件を超えており、子どもへの虐待の未然防止や早期発見のためには、幼児・児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、児童相談所や市町村関係部局等の各機関と連携しながら、必要な指導・支援を行う必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる教育活動を通じて幼児・児童・生徒が相互に気持ちを伝え合える環境を整えること。
- (イ) 幼児・児童・生徒の日頃の状況を把握するとともに、教育相談体制を充実させることにより、小さな変化を見逃さず、事象や課題の早期発見、早期対応に努めること。
- (ウ) 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待を受けたと思われる幼児・児童・生徒を発見した場合、速やかに関係機関に通告し、チーム学校で連携して継続的に支援すること。

【取組み項目】

(1) 幼児・児童・生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携

- ・ 幼児・児童・生徒の観察をきめ細かく行い、いじめや長期欠席、虐待、貧困など幼児・児童・生徒の状況を的確に把握するよう努め、その自立を促し、豊かな人間関係をつくる力を身に付けさせるよう支援するとともに、命の大切さについて考えさせるよう努めること。
- ・ 幼児・児童・生徒一人ひとりが発するサインを的確に受け止められるよう、臨床心理士や精神科医等の活用を図るなど、校内の相談体制や校内研修の充実に努めること。
- ・ ヤングケアラーについては、日頃の児童・生徒との対話や面談等により、早期発見・把握に努めるとともに、当該児童・生徒の状況に応じたきめ細かな学習支援等を実施すること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と協働することにより、校内の相談支援体制の充実を図るとともに、児童・生徒の気持ちに丁寧に寄り添い

ながら適切な支援につなげること。

- ・ 必要に応じて地域の保健医療機関や福祉機関等専門の支援機関と連携すること。

(2) 「こころの再生」府民運動

- ・ 日々の生活の中で改めて「こころ」について見つめ直し、できることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、学校教育活動全体で「生命(いのち)を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、子どもたち一人ひとりの豊かな心を育む取組みを実践すること。

また、学校や地域の実情に応じたあいさつ運動や交流活動等に積極的に取り組むこと。その際には、本府民運動推進支援物品（のぼり、ビブス）の活用や、「こころBOOK」に掲載の取組みを参考にし、各学校の取組みの充実に努めること。



「こころの再生」府民運動のロゴマーク



愛さつOSAKAのロゴマーク

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- ・「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」(令和2年6月改正・文部科学省)
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～【要点編】」(令和元年12月)
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)
- ・「大阪府子どもを虐待から守る条例」(平成23年2月1日施行)
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」(平成19年6月改正)

○(1)に関連した資料

- ・「ヤングケアラー支援のために」(令和5年7月21日・教高第2229号)
- ・「スクールソーシャルワーカー活動事例集」(令和4年12月23日・教高第3469号)
- ・「スクールソーシャルワークとは」(令和4年7月19日・教高第2375号)
- ・「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」(令和3年5月・文部科学省、厚生労働省)
- ・「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」(令和2年6月改正・文部科学省)
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～【要点編】」(令和元年12月)
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)
- ・「大阪府子どもを虐待から守る条例」(平成23年2月1日施行)
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」(平成19年6月改正)

○(2)に関連した資料

- ・「こころBOOK2023」(令和5年3月)
- ・「こころBOOK2022」(令和4年2月)
- ・「こころBOOK2021」(令和3年6月)

8

いじめへの取組み

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、大阪府でのいじめ認知件数は約6万5千件となっている。いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、幼児・児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「大阪府いじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき設置する、いじめに関する校内組織（「学校いじめ対策組織」等）を中心に、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向け、組織的に取り組む必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) いじめは、どの学校でも、どの幼児・児童・生徒にも起こり得るものであることを十分認識したうえで組織的に取り組むこと。そのために、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくとともに、「学校いじめ防止基本方針」についても常に点検し見直すこと。
- (イ) いじめが疑われる事象を発見し、又は相談を受けた場合には、各校のいじめ防止基本方針に則り、一人で抱え込みず、速やかに「学校いじめ対策組織」の担当者に当該事象に係る情報を報告すること。その際、被害幼児・児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めること。また、「学校いじめ対策組織」等を中心に関係機関・専門機関と連携しながら、保護者の協力を得るなど、事象が深刻化することがないよう迅速かつ適切に対応すること。
- (ウ) いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をすること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育庁へ速やかに報告すること。

【取組み項目】

(1) 多様化する生徒指導上の課題への取組みの充実

- ・ すべての児童・生徒を対象にした、人を傷つけない言語表現の学習や情報モラル教育、法教育といった発達支持的生徒指導は、いじめの抑止につながることが期待される。また、諸課題の未然防止と早期発見・早期対応をねらいとした課題予防的生徒指導や、深刻な課題を抱える特定の児童・生徒に対し指導・援助する困難課題対応的生徒指導を通して、起こった事象を特定の児童・生徒の課題として留めず、すべての児童・生徒の

課題として観点を広げて捉え、指導の在り方を検討すること。

- ・ 多様化する生徒指導上の課題に対しては、児童・生徒一人ひとりへの最適な指導・援助が行えるように、できるだけ早い段階から丁寧なアセスメントに基づくチーム支援体制の構築に努めること。
- ・ 府立学校におけるいじめの認知件数（千人率）は依然として全国平均を下回っていることから、いじめ事案が潜在化している可能性がある。また、SNS等の利用を通じて幼児・児童・生徒がいじめや性犯罪等に巻き込まれる事象が生起している。加えて、府立

学校における暴力行為の発生件数は高い水準で推移しており、予断を許さない状況である。このような状況を踏まえ、これらの事象がどの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得ると認識したうえで、未然防止、早期発見に組織的に取り組むこと。

- 各学校においては、あらゆる教育活動を通じて、いじめや暴力を否定する気風を醸成するとともに、児童・生徒一人ひとりに生命の大切さや善悪の判断など人間としての社会生活のルールや基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるよう、生徒指導体制の確立を図ること。
- 学校が一体となって取り組むよう努めるとともに、問題行動の兆候を早期に発見し未然に防止するため、教育相談体制の充実を図り、家庭・前籍校・地域・警察等の関係機関との連携を一層進めること。

(2) いじめの未然防止及び早期発見・早期解決

- 校内生徒指導体制の充実を図るとともに、府教育委員会が作成した資料等を活用したいじめの未然防止に向けた取組みを一層推進すること。
- 「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義を踏まえ、いじめを認知した際には、「いじめは絶対許さない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、いじめに関する校内組織を活用して迅速かつ適切に対応すること。
- 学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育庁と連携し、解決を図ること。
- いじめの早期発見については、日常より児童・生徒の理解に努めるとともに、不安や多様な悩みをしっかり受け止めること。その際、定期的ないじめに関するアンケート調査を実施したうえで、教職員と児童・生徒との間で日常行われている個別

面談や個人ノート、生活ノートを活用するなど、いじめの実態把握に必要な取組みを推進すること。

- 相談窓口の設置等、児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図ること。また、府が設置する「LINE相談」、「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図ること。

(3) 問題行動への取組みの充実

- 少年非行等の問題行動の解決に向けては、児童相談所や少年サポートセンター、法務少年支援センター、警察等の関係機関との連携に努めること。

(4) 子どもの尊厳を守る取組み

- 「こども基本法」、「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じて適切に指導すること。
- 障がいのある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

(5) 生徒等の状況に応じた指導の工夫と改善

- 校則は、生徒等の意見を受け止め、守るべきもの、努力目標というべきもの、生徒等の自主性に任せてよいものなどに整理し、絶えず点検・見直しを行うこと。
- 指導に当たっては、画一的な指導や行き過ぎた指導とならないよう留意し、懲戒規定についても点検・見直しを行うとともに、生徒等や保護者の意識の変化に対応した生徒指導の工夫・改善を図ること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和5年7月・文部科学省）
 - ・「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」（令和5年7月・文部科学省）
 - ・「大阪府いじめ防止基本方針」（令和4年4月改訂）
 - ・「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）
 - ・「府立学校におけるいじめ対応について」（令和元年6月27日・教高第2128号）
 - ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月・文部科学省）
 - ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定・文部科学省）
 - ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）
 - ・「いじめ対応プログラムⅡ」（平成19年8月）
 - ・「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月）
- （2）に関連した資料
 - ・「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」（令和5年7月・文部科学省）
 - ・「大阪府いじめ防止基本方針」（令和4年4月改訂）
 - ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定・文部科学省）
 - ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）
 - ・「いじめ対応プログラムⅡ」（平成19年8月）
 - ・「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月）
- （4）に関連した資料
 - ・「こども基本法」（令和5年4月1日施行）
 - ・「大阪府子ども条例」（平成19年3月）
 - ・「児童の権利に関する条約」（平成6年5月）
- （5）に関連した資料
 - ・「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月・文部科学省）

9

中途退学・不登校の未然防止

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、府内高校での中途退学生徒数は3千人を超えており、不登校生徒数にいたっては6千人を超えている。全国と比較しても大変厳しい状況が続いている。府立高校においては、これまでから中途退学・不登校を未然に防止するため、関係機関との連携やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し心のケアをはじめ生徒に寄り添った教育活動に取り組んできたところであり、今後その取組みを一層推進する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実を柱とする学校運営・教育相談体制の充実を図り、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるこを通じて、自分らしい生き方の実現を促すキャリア教育を推進すること。
- (イ)とりわけ中途退学の多い学校においては、生徒の実態を的確に把握してその原因を分析し、未然防止の取組みを組織的に推進すること。
- (ウ) 不登校から原級留置や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、不登校の兆しの早期発見に努めること。その際、家庭・前籍校・専門人材・福祉等の関係機関と連携し、その背景にある要因を多面的かつ的確に把握するとともに、校内の相談体制の充実を図ること。

【取組み項目】

(Ⅰ) 中途退学防止に向けた指導体制の確立

- ・ 中途退学の防止に向けて、全教職員による指導体制を確立すること。特に中途退学者数や中途退学率に課題のある高等学校については、その課題解決に向けた取組みを計画的に推進すること。
- ・ 生徒一人ひとりに応じた教育を推進し、生徒の成就感や自尊感情を高めるよう、魅力ある教育活動の工夫に努めるなど、中途退学防止の取組みを推進すること。
- ・ 特に、入学1年めにおいて中途退学する生徒が多いことから、合格発表後できるだけ早期に前籍校や家庭との連携を密にし、入学時に作成した「高校生活支援カード」を日常的に活用するなど生徒指導の充実を図るとともに、生徒の人間関係づくりの取組みを推進すること。
- ・ 授業内容の工夫・改善など学習指導の充実

に一層努めること。

- ・ 進級等に関する内規等を見直し、その運用に当たっては、校長が生徒個々の事情を適切に判断し、柔軟な対応に努めること。
- ・ 中途退学・不登校の未然防止に効果のあった生徒支援の取組み等を共有し、研修などから得られた他校の教育活動の成果を自校に還元することで、各学校の状況に応じた教育活動のさらなる推進と課題克服を図ること。
- ・ 関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、入学時点から、キャリア教育によって自らの生き方を考えさせるなどの取組みを充実させること。
- ・ 進路変更を希望する生徒に対しては、十分相談に応じられるよう校内体制を整えるとともに、必要に応じて転学等についての情

報を提供するなど、適切な進路指導を行うこと。また、その受入れに当たっては、柔軟な対応に努めること。

(2) 不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実

- 不登校の要因は、無気力、あそび・非行、生活習慣、養育環境など多岐にわたることから、児童・生徒一人ひとりの状況を多面的かつ的確に把握し、不登校児童・生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添うとともに、校内における教育相談体制の充実を図ること。
- 児童・生徒一人ひとりの状況を把握するために、「高校生活支援カード」や「個別の教育支援計画」等を有効活用し、適切な指導・支援につなげること。
- 不登校の児童・生徒には、本人及び保護者との信頼関係を保ちながら、登校がかなうときには家庭とも連携し、学習保障等の配慮

ができるように支援を行うとともに、今後の社会との関わりという観点を持ちつつ、関係機関等と連携した取組みを進めること。

- 前籍校等で不登校であった児童・生徒や、入学後も欠席傾向がある児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の前籍校や家庭等と密接に連携を取りながら、効果的な方策を検討すること。
- 研修などから得られた他校の教育活動の成果を自校に還元し、効果的な方策を検討すること。
- 児童・生徒の状況に応じて、大阪府教育センター教育相談室及び大阪府高等学校教育支援センター等と連携し、当該児童・生徒や保護者を支援するとともに、不登校児童・生徒の理解と支援に関する教職員の共通理解を図り、不登校の防止に努めること。

[関連記載 P17 (6) 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた学習保障]

<参考>

- 「取組みの重点」、(1) に関連した資料
 - 「働く前に知っておくべき13項目」(令和5年6月)
 - 「あなたの将来を支援するリーフレット」(令和4年9月27日・教高第2776号)
 - 「中退の未然防止のために 実践事例集」(平成27年5月)
 - 「中退の未然防止のために」(平成22年3月)
- (2) に関連した資料
 - 「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月・文部科学省)

10

情報モラルの育成

SNS上のトラブルが多数生起し、いじめや犯罪行為につながる等深刻な事態に発展している場合があることや、社会生活の中で、インターネット上で有害情報が発信されているといった現状を踏まえ、情報を適切に収集・整理・分析・表現できる力など、情報を発信する際に必要な資質・能力を育成することが重要である。

【取組みの重点】

- (ア) 情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解、セキュリティの知識・技術及び健康への意識といった児童・生徒の情報モラルを育成する取組みを行うこと。
- (イ) ネットトラブルへの対策を講じるための校内体制を事前に整えておくことが重要であり、事象が生起した際には、事象に応じ警察や法務局といった関係機関等と連携しながらチーム学校として適切に対応にあたること。

【取組み項目】

(1) 情報通信ネットワークの適切な活用

- ・ 各教科・科目等の指導に当たっては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適かつ実践的、主体的に活用できるようになるための学習活動を充実すること。
- ・ 児童・生徒が生成AIなどの新たな技術やサービスを学校内外で使用する可能性があることを踏まえ、情報の真偽を確かめることを習慣付けるなど、情報活用能力を育む教育活動を一層充実させること。

(2) ネットトラブルの防止・指導・対応について

- ・ 情報機器を利用した犯罪が増加していることを踏まえ、府教育委員会の作成した資料等を活用し、情報モラルの指導に努めること。
- ・ 情報を主体的に読み解く力などのメディアリテラシーについて、児童・生徒が身に付けることができるよう指導すること。
- ・ 学校や児童・生徒に関するネット上の書き込み等については、府教育委員会作成の資料等に基づき、適切に対応すること。

(3) 携帯電話等使用に係る指導の充実

- ・ 校内での携帯電話やスマートフォン等の使用については、過度の依存を防ぐ観点等を踏まえ、児童・生徒や保護者の意見、地域の実態等を考慮しつつ、学校での教育活動に支障が生じないよう適切に定めること。また、家庭における児童・生徒の携帯電話等の使用について、家族の話し合いによるルールづくりが十分行えるよう啓発を図るなど、家庭・地域との連携に努めること。
- ・ 家庭でのルールづくりなど保護者への啓発に努め、被害・加害から児童・生徒を守るために支援体制を確立するとともに、児童・生徒に携帯電話やスマートフォン等の利用に係る危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。
- ・ 学校だけで解決することが困難な事象が生起した場合は、府教育庁に報告・相談し、府教育委員会、市町村教育委員会、府警察本部、関係機関等が連携し構築する「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用して解決を図ること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(令和4年9月更新)
- ・「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(平成29年2月)
- ・「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」(平成24年3月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議)
- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)
- ・「大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」(大阪府Webページ)

○(1)に関連した資料

- ・『『初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン』の作成について』(令和5年7月・文部科学省)

○(2)に関連した資料

- ・「情報モラル指導資料」(平成19年3月)
- ・「インターネット上において学校や個人名をあげて誹謗中傷したり、差別的内容を含む書き込みを発見・確認した場合の対応について」(平成17年11月30日・教委高校第2956号)

○(3)に関連した資料

- ・「携帯電話等の校内における使用について」(令和5年5月16日・教高第1484号)
- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(令和4年9月更新)
- ・「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(平成29年2月)
- ・「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」(平成24年3月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議)
- ・「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)

11

学びに向かう環境づくりの充実

貧困、虐待、ヤングケアラー等、大阪の子どもたちをめぐる様々な現状や課題を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒の学校生活を支え、安心して学べる環境を整えることにより、子どもたちが自己の存在を実感しながら、より良い人間関係を形成し、自己実現を図ろうとする意欲や態度を育むことが重要である。

【取組みの重点】

- (ア)全教職員により、幼児・児童・生徒との信頼関係に基づく一致協力した指導・支援体制を築くことで、組織的に対応するよう努めること。
- (イ)様々な課題を抱える幼児・児童・生徒の支援に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した校内の支援体制の構築を図るとともに、児童相談所や市町村関係部局等の関係機関と連携すること。
- (ウ)不登校児童・生徒や障がいのある幼児・児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒に対して、教育的ニーズに応じた支援に努めること。

【取組み項目】

(1) 日本語指導が必要な児童・生徒に対する支援（再掲）

- ・日本語指導を必要とする海外から帰国又は渡日した児童・生徒については、教育センター及び府教育委員会が作成した資料等を活用し、学習言語能力の習得を踏まえた日本語指導、教科指導を行うこと。
- ・府が実施する研修等を通して、担当教員の資質向上を図り、学校における受入・指導体制の一層の充実に努めること。
- ・学校生活等のサポート情報を外国語に翻訳したWebページ等を活用し、学校生活や進路の支援に努めること。

(2) 経済的理由により就学困難な生徒への配慮

- ・大阪府育英会奨学金など就学のための援助制度の利用に当たっては、奨学金制度の趣旨や目的について生徒及び保護者に対して、理解を得るよう説明すること。とりわけ生徒に対しては、学業に励み、将来、社会に還元す

べき責任と自覚を持つよう指導すること。

- ・学校徴収金等についても精査し、高額にならないよう配慮すること。

(3) がんばっている児童・生徒に対する取組みの奨励

- ・日々の学校生活において、児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動や自己肯定感を高められる取組みを推進すること。
- ・学業や課外活動をはじめとした学校生活において、顕著な活躍や成果を上げ、他の模範となった児童・生徒に対し、表彰等を活用しながら学校生活に対する意欲をさらに喚起するなど、励みとなるような取組みを推進すること。

(4) ヤングケアラーに対する支援

- ・ヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合、本人や家族が支援を必要と考えていない場合等その状況は様々であり表面化しにくいことから、研修等によりヤ

ングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- ・「ヤングケアラー支援のために」（令和5年7月21日・教高第2229号）
- ・「スクールソーシャルワーカー活動事例集」（令和4年12月23日・教高第3469号）
- ・「スクールソーシャルワークとは」（令和4年7月19日・教高第2375号）
- ・「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月・文部科学省、厚生労働省）
- ・「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」（令和2年6月改正・文部科学省）
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてき～【要点編】」（令和元年12月）
- ・「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてき～」（平成23年3月改訂）
- ・「大阪府子どもを虐待から守る条例」（平成23年2月1日施行）
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」（平成19年6月改正）

○(1)に関連した資料

- ・「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（令和6年2月）
- ・「外国にルーツをもつ生徒のための進路選択リーフレット」（令和4年5月31日・教高第1756号）
- ・「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成31年3月改訂・文部科学省）
- ・「高等学校教科書用語集（8言語対訳）保健体育分野・家庭科分野」（平成23年3月）
- ・「日本語支援アイデア集」（平成23年3月）
- ・「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」（平成22年3月）
- ・「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」（大阪府Webページ）
- ・「外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト『かすたねっと』」（文部科学省Webページ）

○(2)に関連した資料

- ・「奨学金等指導資料」（令和6年4月更新予定）

○(3)に関連した資料

- ・「教育長賞への幼児、児童及び生徒の推薦について」（令和5年6月15日・教高第1899号）

○(4)に関連した資料

- ・「ヤングケアラー支援のために」（令和5年7月21日・教高第2229号）
- ・「スクールソーシャルワーカー活動事例集」（令和4年12月23日・教高第3469号）
- ・「スクールソーシャルワークとは」（令和4年7月19日・教高第2375号）
- ・「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月・文部科学省、厚生労働省）

12**体力づくりの推進と学校の体育活動中の事故防止等の取組み**

依然として学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期するとともに、子どもたちの体力の向上を図る必要がある。

【取組みの重点】

- (ア)児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析するとともに、学校全体で授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進すること。
- (イ)学校における体育活動中の熱中症予防等、事故防止対策について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

【取組み項目】**(1) 体力づくりの推進**

- ・体力の向上を図ることは、生涯にわたって明るく豊かで活力ある生活を営む基礎となることから、幼児・児童・生徒の発達の段階や学校・地域の実情に合わせ、教育活動全体で取り組む体育的活動の充実や教科体育の指導の充実を図ること。

(2) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底

- ・各活動場所においては、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、幼児・児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。
- ・技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。
- ・授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定

すること。

- ・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを遵守するよう、指導を徹底すること。
- ・熱中症予防に向けては、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や各学校の「熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等を含め、適切に対応すること。
- ・屋外での体育活動においては、天候の急変等に十分注意するとともに、落雷等が予測される時はためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- ・万一に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備すること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- ・「熱中症事故防止の徹底及び『暑さ指数計』の運用の徹底について」(令和5年8月1日・教保第1867号)
- ・「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和5年8月)
- ・「熱中症事故防止の徹底について」(令和5年5月17日・教保第1365号)
- ・「水泳等の事故防止について」(令和5年5月1日・教保第1273号)
- ・「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」(令和5年2月16日・教保第2924号)

- ・『『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について』（令和3年6月15日・教保第1501号）
 - ・『熱中症警戒アラートの活用及び周知について』（令和3年6月11日・教保第1494号）
 - ・『運動会・体育大会等における組体操について』（令和元年6月11日・教保第1420号）
 - ・『『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について』（令和元年5月29日・教保第1316号）
 - ・『落雷事故の防止について』（平成30年7月31日・教保第1679号）
 - ・『運動部活動等における熱中症事故の防止等について』（平成30年7月23日・教保第1645号）
 - ・『学校水泳プールの安全管理及び水泳等の事故防止について』（平成30年5月8日・教保第1229号）
 - ・『ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について』（平成29年1月16日・教保第2425号）
 - ・『スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『スポーツ活動中の歯・口のけがの防止と応急処置』』（平成28年9月30日・独立行政法人日本スポーツ振興センター）
 - ・『スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『運命の5分間 その時あなたは～突然死を防ぐために～』』（平成27年3月13日・独立行政法人日本スポーツ振興センター）
 - ・『学校における体育活動中の事故防止についての映像資料』（平成26年4月4日・文部科学省）
 - ・『サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について』（平成25年9月4日・文部科学省）
 - ・『体育授業中の事故防止について』（平成19年10月3日・教委保第1921号）
- （2）に関連した資料
- ・『熱中症事故防止の徹底及び『暑さ指数計』の運用の徹底について』（令和5年8月1日・教保第1867号）
 - ・『大阪府における部活動等の在り方に関する方針』（令和5年8月）
 - ・『熱中症事故防止の徹底について』（令和5年5月17日・教保第1365号）
 - ・『水泳等の事故防止について』（令和5年5月1日・教保第1273号）
 - ・『学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について』（令和5年2月16日・教保第2924号）
 - ・『運動会・体育大会等における組体操について』（令和元年6月11日・教保第1420号）
 - ・『『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について』（令和元年5月29日・教保第1316号）
 - ・『落雷事故の防止について』（平成30年7月31日・教保第1679号）
 - ・『運動部活動等における熱中症事故の防止等について』（平成30年7月23日・教保第1645号）
 - ・『学校水泳プールの安全管理及び水泳等の事故防止について』（平成30年5月8日・教保第1229号）
 - ・『ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について』（平成29年1月16日・教保第2425号）
 - ・『スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『スポーツ活動中の歯・口のけがの防止と応急処置』』（平成28年9月30日・独立行政法人日本スポーツ振興センター）
 - ・『スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『運命の5分間 その時あなたは～突然死を防ぐために～』』（平成27年3月13日・独立行政法人日本スポーツ振興センター）
 - ・『学校における体育活動中の事故防止についての映像資料』（平成26年4月4日・文部科学省）
 - ・『サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について』（平成25年9月4日・文部科学省）
 - ・『体育授業中の事故防止について』（平成19年10月3日・教委保第1921号）

13

健康教育・安全教育の充実

子どもたちをめぐる薬物乱用や感染症、精神疾患等の複雑化・多様化する現代的健康課題への対応が求められており、学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底と、健康教育・安全教育の充実を図る必要がある。

また、食物アレルギー事故は年々増加しており、万が一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整える必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 食物アレルギー事故は、常に起きるものと想定し、毎年校内研修等を実施するなど、すべての教職員が緊急時に対応できるようにすること。
- (イ) 府内において複数の生徒が大麻を所持するなどの事案が生起していることを踏まえ、大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、府教育委員会が作成した「薬物乱用防止教育のために－指導参考事例集－」を積極的に活用し、正しい知識の普及、啓発を図ること。

【取組み項目】

(1) 食物アレルギー事故防止の徹底

- ・ 府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する対応委員会等を設置すること。また各校の状況について十分検討したうえで、対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、常に点検し、必要に応じて見直すなど、日頃から事故防止対策を行うこと。
- ・ 校長は、マニュアル策定の際に保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じたものとなるよう指導すること。加えて、食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることからも、事故は、常に起きるものと想定し、毎年校内研修等を実施するなど、すべての教職員が緊急時に対応できるようにすること。

(2) 学校給食における衛生管理の徹底

- ・ 学校給食の実施においては、学校給食法第九条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。
- ・ また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、感染状況が落ち着いている平時には、換気や手洗いといった日常的な対応を継続すること、感染流行時には一時的に、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。

(3) 食育の推進

- ・ 幼児・児童・生徒の望ましい食習慣の形成を図るとともに食物を大事にする心を育むなど、学校における食育を推進すること。
- ・ 学校給食を実施する支援学校及び中学校においては、食に関する指導の全体計画を幼児・児童・生徒の実態を踏まえたものとなるよう、指導の内容、方法、指標等を必

要に応じて見直し、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を実施するとともに、家庭と連携した取組みを推進すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進すること。

- ・学校給食を実施する支援学校及び中学校においては、食育の評価を学校教育自己診断等を活用して行い、食育の推進体制や指導内容の改善を図るとともに、栄養教諭等の指導を通して、幼児・児童・生徒の食に関する課題改善に取り組むこと。

(4) 学校保健計画の策定

- ・「学校保健安全法」に基づき、学校保健計画を策定すること。
- ・策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組み状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

(5) 感染症予防の取組み

- ・感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

(6) がん教育の推進

- ・日本人の死亡原因として最も多いがんを取り上げ、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育を推進し、子どもたちの理解を深めること。
- ・がん教育については、各学校において令和2年度から令和7年度までの間で、1回以上外部講師を活用したがん教育を実施すること。

(7) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育の推進

- ・府内における未成年者の大麻乱用が急速

に拡大し、極めて深刻な事態となっている。指導計画を策定し、学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催すること。その際、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むことが重要である。また、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。

(8) 精神疾患に関する指導の充実

- ・幼児・児童・生徒が、発達段階に応じて心の健康や精神疾患等について学び、自ら心身両面にわたる健康課題を解決する資質や能力を育成するとともに、心身の不調の早期発見と治療や支援の早期開始によって回復する可能性が高まることを理解し、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるように、指導の充実を図ること。

(9) ギャンブル等依存症に関する教育の推進

- ・ゲームやギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると依存症となる危険性があることから、保健体育の授業等において、薬物への依存症に加えてギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と、その予防に向けた啓発に取り組むこと。

(10) AEDを含む心肺蘇生実習の実施

- ・すべての教職員が、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるため、講習等を毎年実施するよう努めること。講習等では、「死戦期呼吸」についても周知すること。
- ・保健の授業等において生徒対象の実習を計画すること。

(11) 性に関する指導の充実

- ・性に関する指導を通じて、子どもたちが性に関する課題に適切に対応できるよう、府教育委員会が作成した資料を活用するとともに、外部機関等と連携するなど学校の実情に応じた取組みを充実させ、正しい知

識を身に付けるだけでなく、自ら考え適切な意思決定と行動選択ができる力や、自己や他者を認め尊重する態度を育成すること。

- 性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないうよう、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けるために、文部科学省が作成した「生命(いのち)の安全教育」の教材・指導手引き等を積極的に活用するなどし、指導の充実を図ること。
- 性に関する指導を推進する際には、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。

(12) 健康相談体制の充実

- 健康相談は、養護教諭をはじめとしたすべての教職員で組織的に対応するとともに、学校三師（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）と連携すること。また、必要に応じて地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めること。

(13) 学校保健委員会の開催

- 幼児・児童・生徒の健康管理等について、保護者・学校三師・地域の関係機関等と十分な連携を図るとともに、健康の保持増進に必要な資質や能力を幼児・児童・生徒に育成することができるよう、年に1回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会を開催し、その活用を図ること。

(14) 安全・快適な教育環境の確保

- 「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。

(15) 養護教諭複数配置校における取組みの充実

- 養護教諭の複数配置校（高等学校）は、各学校の課題解決について、その効果を客観的に測定する方策を検討し、評価を行うこと。
- さらに、生徒の心身の健康課題に係る対応を充実させるために、養護教諭の保健教育への積極的な参画など学校保健活動の活性化に向けた取組みを一層進めること。

(16) 学校安全計画の策定

- 「学校保健安全法」に基づき学校安全計画を策定すること。
- 策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組み状況等を踏まえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から、具体的な実施計画とすること。
- 学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。
- 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。なお、避難経路等に物が置かれていないかなどの確認を定期的に実施すること。

(17) 学校事故対応の徹底

- 学校事故等の未然防止のために、各校において定める安全点検を定期的に行うこと。
- 学校管理下において事故等が発生した場合には、幼児・児童・生徒の安全の確保を最優先に、危機管理マニュアル等に基づき、迅速かつ適切な対応を行うとともに、事後においては、再発防止の対策を講じること。

(18) 国民健康保険法を踏まえた適切な支援

- 「国民健康保険法」を踏まえ、無保険により幼児・児童・生徒が医療を受けることができなくなることのないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- ・「大麻乱用防止に向けた啓発資料（チラシ）の活用について」（令和5年10月12日・教保第2187号）
- ・『『薬物乱用防止教育のために－指導参考事例集－（中学校版）』の保健体育課ホームページ掲載及び冊子の配付について（依頼）』（令和5年3月24日・教保第3181号）
- ・『『薬物乱用防止教育のために－指導参考事例集－（高等学校版）』の保健体育課ホームページ掲載について（依頼）』（令和4年3月31日・教保第3023号）
- ・「学校における食物アレルギー対応ガイドライン『令和3年度改訂』」（令和4年3月）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン『令和元年度改訂』」（令和2年3月・日本学校保健会）
- ・「令和2年度がん教育に係る外部講師派遣について（依頼）」（令和2年1月23日・教保第2442号）
- ・「人権教育リーフレット6『食物アレルギーのある子どもへの配慮』」（平成27年3月）
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月・文部科学省）
- ・「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年3月28日・教委保第2889号）

○(1)に関連した資料

- ・「学校における食物アレルギー対応ガイドライン『令和3年度改訂』」（令和4年3月）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン『令和元年度改訂』」（令和2年3月・日本学校保健会）

○(2)に関連した資料

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和5年5月・文部科学省）
- ・「学校給食衛生管理基準の取扱いについて」（平成29年8月・文部科学省）
- ・「学校給食施設・設備の改善事例集」（平成25年3月・文部科学省）
- ・「学校給食調理従事者研修マニュアル」（平成24年3月・文部科学省）
- ・「学校給食衛生管理基準の解説」（平成23年3月）独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ・「調理場における衛生管理＆調理技術マニュアル」（平成23年3月・文部科学省）
- ・「調理場における洗浄・消毒マニュアルⅡ」（平成22年3月・文部科学省）
- ・「学校給食衛生管理基準の施行について」（平成21年4月・文部科学省）
- ・「学校給食における食中毒防止Q&A」（平成21年3月・独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・「調理場における洗浄・消毒マニュアルⅠ」（平成21年3月・文部科学省）
- ・「学校給食調理場における手洗いマニュアル」（平成20年3月・文部科学省）

○(3)に関連した資料

- ・「第4次大阪府食育推進計画」（令和6年3月予定）
- ・「中学生用食育教材『『食』の探究と社会への広がり』」（令和3年3月・文部科学省）
- ・「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（平成31年3月・文部科学省）
- ・「栄養教諭を中心としたこれらの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のP D C A～」（平成29年3月・文部科学省）
- ・「小学生用食育教材『たのしい食事 つながる食育』」（平成28年2月・文部科学省）
- ・「おおさか食育ハンドブック」（平成22年3月・大阪府スポーツ・教育振興財団）

○(4)に関連した資料

- ・「学校保健安全法」（令和5年5月改正）

○(5)に関連した資料

- ・「学校において予防すべき感染症の解説」（平成30年3月・日本学校保健会）

○(6)に関連した資料

- ・「令和5年度 がん教育に係る外部講師派遣可能医療機関一覧の送付について」（令和5年4月19日・教保第1209号）
- ・「令和5年度 がん教育に係る外部講師派遣について」（令和5年2月28日・教保第3015号）

○(7)に関連した資料

- ・「小学生・留学生等向け大麻乱用防止に向けた啓発資料（チラシ）の配付について（依頼）」（令和5年10月31日・教保第2187-2号）
- ・「大麻乱用防止に向けた啓発資料（チラシ）の活用について」（令和5年10月12日・教保第2187号）

- 「令和5年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について（依頼）」（令和5年9月22日・教保第1990号）
 - 「薬物乱用防止教育の充実について」（令和5年9月7日・教保第1941号）
 - 「各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について（依頼）」（令和5年6月14日・教保第1479号）
 - 「『薬物乱用防止教育のために－指導参考事例集－（中学校版）』の保健体育課ホームページ掲載及び冊子の配付について（依頼）」（令和5年3月24日・教保第3181号）
 - 「『薬物乱用防止教育のために－指導参考事例集－（高等学校版）』の保健体育課ホームページ掲載について（依頼）」（令和4年3月31日・教保第3023号）
 - 「緊急大麻対策としての学校訪問への協力依頼について」（平成30年9月27日・教高第2799号）
 - 「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）
- (9) に関連した資料
- 「ギャンブル等依存症問題啓発月間（5月）における啓発等のご協力について（依頼）」（令和5年5月17日・教保第1322号）
 - 「ギャンブル等依存症問題啓発月間シンポジウムについて」（令和5年4月20日・教保第1218号）
 - 「ギャンブル等依存症指導参考資料について」（平成31年3月・文部科学省）
- (10) に関連した資料
- 「『救急蘇生法の指針2020（市民用）』の有効活用及び周知等について」（令和4年6月16日・教保第1565号）
 - 「ショックボタンを有さない自動体外式除細動器（オートショックAED）使用時の注意点に関する情報提供等の徹底について」（令和3年8月16日・教保第1910号）
 - 「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの補訂について」（令和2年6月4日・教保第1340号）
 - 「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『運命の5分間 その時あなたは～突然死を防ぐために～』」（平成27年3月13日・独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- (11) に関連した資料
- 「一人ひとりの生と性～『性に関する指導』について～」（平成31年2月）
 - 「性教育指導事例集」（平成15年3月）
- (16) に関連した資料
- 「学校保健安全法」（令和5年5月改正）
- (17) に関連した資料
- 「『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』の活用について」（令和3年6月17日・教保第1507号）
 - 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月・文部科学省）
 - 「『学校事故対応に関する指針』の周知について」（平成28年3月・文部科学省）

第2章の関連事項

(1) 文化財の活用

- ・「大阪府文化財保存活用大綱」の基本方針に示した教育の観点を踏まえ、学校における文化財の活用を推進すること。
- ・体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用するなど、一層の創意工夫に努めること。
- ・各教科・科目、総合的な探究（学習）の時間及び特別活動等において、文楽・能楽等の鑑賞機会の充実や、地元に継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。
- ・発掘調査により出土した土器等の文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会をつくるなど、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。
- ・世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群について取り上げることや、文化財資料の貸し出し、学校に対する出前授業（「出かける博物館」事業）等の活用についても配慮すること。

<参考>

○(1) に関連した資料

- ・「大阪府文化財保存活用大綱」（令和2年3月）

<身近な社会教育施設等>

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、大阪人権博物館（リバティおおさか）、大阪国際平和センター（ピースおおさか）、上方演芸資料館、都市緑化植物園、中之島図書館、中央図書館

14

自主性・自立性を育成するキャリア教育の推進

幼児・児童・生徒が夢や志を持って自己の可能性を広げ、粘り強くチャレンジする姿勢を育むとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めることが重要である。

また、新規学校卒業者の3年以内の離職率が3割以上であり、生徒と仕事のミスマッチの発生やフリーターの増加に繋がっている可能性があることから、学校在学中に社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力・態度を育成することが重要である。さらに、進学時における学校間の連携や支援学校間における学部間の連携を一層深めながら、児童・生徒の発達段階に応じた系統的なキャリア教育を実施する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 各学校において、キャリア教育の教育的意義や教育課程による位置付け等を正しく理解し、円滑に実践していく校内推進体制を整える必要がある。さらに、地域や福祉・労働等関係機関、大学や専修学校、企業等と連携して、児童・生徒が自己の将来設計や職業適性や、自己実現について考えることができるよう教育活動全体を通じた実践的なキャリア教育の推進に努めること。
- (イ) キャリア教育の実施に当たっては、学校間・学部間の連携を一層深めるとともに、児童・生徒が自らの学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材（「キャリア・パスポート」）等を活用すること。

【取組み項目】

(1) 希望進路の実現

- ・ 社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能を育成するために、基礎学力の確実な定着に努めること。
- ・ 規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図るなど、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な指導を行うこと。
- ・ 児童・生徒一人ひとりの進路や生き方にに関する悩みを受け止め、児童・生徒が主体的に進路を選択することができるよう、カウンセリング機能の充実に努めること。
- ・ 進路に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実を図るとともに、進学・就職試験の受験に際して必要となる要件等について、生徒へのあらかじめの周知に努めること。また、就職を希望する生徒に

対しては、一部の公開求人について、選考開始日から複数社への応募・推薦が可能であることなどを含め、手続きやルール等の周知・徹底を図ること。

- ・ 就職した生徒が定着するよう、企業訪問等の支援を行うこと。

(2) 異なる校種間での連携の推進

- ・ 異なる校種において、個人情報の保護等の観点に留意しつつ、生徒指導等の充実につながるよう連携を深めるとともに、教職員等関係者による連絡会を定期的に開催するよう配慮すること。
- ・ 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校等、異なる校種間での学校園行事や児童・生徒間の交流、学習内容や指導方法の工夫・改善に係る研修等について教職員の連携・交流を図ること。

- 学習活動を効果的に展開するため、相互交流を進めるなど、地域における校種間連携の推進に努めること。

(3) 学習活動への専門人材の活用や大学等との連携の充実について

- 学びの接続を意識し、各教科・科目や総合的な探究(学習)の時間等の学習活動を充実させるために、各校の特色や実態に応じて、専門的知識・技能を有する多様な人材の活用や、大学や企業等の外部機関との連携に努めること。

(4) 進路に係る問題事象への対応

- 就職指導に当たっては、ハローワーク等との連携を図るとともに、府教育委員会、関係労働行政機関、OSAKAしごとフィールド等が実施している就職支援施策等を積極的に活用し、就職を希望する生徒の支援に努めること。
- 近畿高等学校統一用紙の趣旨や経緯を生徒に十分理解させるとともに、就職受験報告書を活用し、違背事象が生起した場合には、適切かつ速やかに対応すること。
- 進学指導に際しては、進学問題事象報告書を活用すること。

(5) 障がいのある児童・生徒へのキャリア教育の充実

- 障がいのある児童・生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、児童・生徒一人ひとりの状況や進路希望等を的確に把握し、早期からの進路指導・支援の充実を図り、自己実現や社会参加を促進するため、指導方法の工夫や適切な指導・支援を行うこと。
- 小・中学部においても、多様な進路先に関する適切な情報を提供するなど、ガイダンス機能の充実を図ること。
- 府立支援学校においては、福祉や労働等の

関係機関、企業等との連携をさらに密にし、関係機関等による学校見学の機会拡充等により、障がいや障がいのある児童・生徒についての理解啓発を行うとともに、就学前から将来の社会的自立に向けてキャリア教育や職業教育の充実を図ること。

さらに、早期からの就業体験等の機会を増やすとともに、職域の拡大を図り、就職率の向上に努め、生徒が就労する際には、「最低賃金法」の趣旨を踏まえ、適切な進路指導に努めること。

なお、在学時から卒業後の進路を見据えて、福祉や労働等の関係機関と連携すること。

- 進路先への定着を図るため、個別の教育支援計画等の活用や進路先の訪問等の支援を行い、卒業生や進路先の企業等が相談できる福祉や労働等の関係機関とのネットワークづくりに努めること。また、進学した生徒についても高等学校・高等部から大学等への円滑な接続が図られるよう、大学等との連携に努めること。

(6) 進学に係る奨学金等の指導

- 生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。
- 奨学金等の活用や進路選択に関する情報交流等、市町村・関係機関との連携に努めること。
- 生徒及び保護者に対しては、奨学金制度の趣旨や目的について理解を得るよう説明するとともに、返還に対する意義と責任についても自覚するよう指導すること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- ・「働く前に知っておくべき 13 項目」（令和 5 年 6 月）
- ・「先生応援ページ 1（手引き・パンフレット等）」（令和 5 年・文部科学省）
- ・「キャリア・パスポート例示資料等」（平成 31 年 4 月 10 日・教高第 1182 号）
- ・「16 才からの“シユーカツ”教本」（平成 23 年 3 月）
- ・「キャリア教育を推進するために」（平成 17 年 4 月）

○（5）に関連した資料

- ・「『障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について』の改正について」（平成 30 年 4 月 2 日・厚生労働省）
- ・「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成 29 年 4 月 25 日・文部科学省、厚生労働省）

○（6）に関連した資料

- ・「奨学金等指導資料」（令和 6 年 4 月更新予定）

15

部活動の取組み

学校部活動は、学校における生徒の自主的・自発的な活動として、体力や技能の向上に加え、異年齢との交流の中で、生徒どうしや生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有するものである。各学校においては、生徒や指導する教員にとって望ましい環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を構築するという観点に立つとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長や社会性、自主性・自立性の育成を促すよう、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和5年8月)に則り、各学校が策定する「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- (イ) 「部活動大阪モデル」でペアリングの指定を受けた学校においては、制度の趣旨を踏まえて積極的に取り組むこと。また、ペアリングの指定を受けなかった学校の少人数の部活動等においても、他校との合同部活動を積極的に進めるこ。

【取組み項目】

(1) 部活動の在り方

- ・ 生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進しスポーツや芸術文化等に親しみことのできる資質・能力の育成を図ること。また、バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等のバランスにも十分に配慮すること。
- ・ 部活動の在り方については、部活動指導員や外部指導者の活用、複数校の生徒による合同部活動の取組みも含めて、生徒や教員にとっ

て望ましい環境を構築するという観点から検討すること。

- ・ 学校運営協議会等の意見を参考にしながら、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 支援学校におけるスポーツや文化芸術活動等の充実

- ・ スポーツや文化芸術等に専門的な知見を持つ人材を活用し、幼児・児童・生徒がそれらに親しむ機会を創出すること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・ 「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和5年8月)
 - ・ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月・スポーツ庁、文化庁)
 - ・ 「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について」(平成28年12月7日・教職企第1838号)
 - ・ 「運動部活動での指導のガイドラインについて」(平成25年6月・文部科学省)
 - ・ 「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」(平成24年7月31日・教委高第2149号)
- (1) に関連した資料
 - ・ 「『部活動大阪モデル』合同部活動に関するガイドライン」(令和5年2月)

第3章 将来をみすえた自主性・自立性の育成

- 「『部活動大阪モデル』の実施について」（令和5年1月18日・教高第2710号）
 - (2) に関連した資料
 - 「第3次大阪府スポーツ推進計画」（令和4年3月）
 - 「第5次大阪府障がい者計画」（令和3年3月）

16**専門人材の活用や、地域・大学・企業等との連携の充実**

社会の変化や府立学校における幼児・児童・生徒のニーズの多様化に対応した学びの実現に向け、専門性を持った人材、地域、大学、企業等との連携により、学校での学びと実際の社会を結びつける取組みを進めることが重要である。

【取組みの重点】

(ア) 地域住民や小・中学校、企業、大学、行政等の外部機関の専門的な知見やフィールド等を生かした連携を通じて、さらなる教育内容の充実に努めること。

【取組み項目】**(1) 学習活動への専門人材の活用や大学等との連携の充実について（再掲）**

- 学びの接続を意識し、各教科・科目や総合的な探究（学習）の時間等の学習活動を充実させるために、各校の特色や実態に応じて、専門的知識・技能を有する多様な人材の活用や、大学や企業等の外部機関との連携に努めること。

(2) 異なる校種間での連携の推進（再掲）

- 異なる校種間において、個人情報の保護等の観点に留意しつつ、生徒指導等の充実につながるよう連携を深めるとともに、教職員等関係者による連絡会を定期的に開催するよう配慮すること。
- 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校等、異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、学習内容や指導方法の工夫・改善に係る研修等について教職員の連携・交流を図ること。
- 学習活動を効果的に展開するため、相互交流を進めるなど、地域における校種間連携の推進に努めること。

(3) 教育コミュニティづくりへの参画・協力

- 教育コミュニティづくりを推進するため、近隣地域の学校支援地域本部や地域教育協議会（すこやかネット）等の地域学校協働本部の活動に積極的に参画・協力すること。
- 支援学校においては、教育コミュニティづくり推進事業の活用等により、地域社会の様々な人々による学校教育への支援活動が活性化するよう努めること。

(4) PTA活動の在り方

- 地域、保護者、学校の連携を推進するに当たっては、当事者の実情、特性、協働等の状況を踏まえ、教職員と保護者がPTA活動の在り方や運営の効率化について話し合いを深めよう努めること。

(5) PTAの人権意識の高揚

- PTAの中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むよう働きかけるなど、人権意識の高揚に努めること。その際、大阪府視聴覚ライブラリー所蔵の視聴覚教材や人権啓発学習教材を活用するとともに、府教育庁主催研修等への積極的な参加を促すこと。

<参考>

- (3) に関連した資料
 - ・「社会教育法」(令和4年6月改正)
 - ・「わたしのまちの教育コミュニティ」(平成31年2月)
 - ・「教育コミュニティづくり情報ページ」(大阪府Webページ)
- (5) に関連した資料
 - ・「人権啓発学習教材『動詞からひろがる人権学習』」(平成30年12月改訂)

17

家庭教育支援の充実

多様化する家庭環境に対し、幼児・児童・生徒の健やかな成長を支えるため、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭教育の充実に向けた取組みが必要である。

【取組みの重点】

(ア) 様々な機会を通じた親学習の実施や充実に努め、保護者や幼児・児童・生徒が家庭教育について考えたり相談したりできるよう、取組みを推進すること。また、必要に応じて地域の関係機関等とも連携を図ること。

【取組み項目】

(Ⅰ) 親学習の実施促進

- ・ 幼児・児童・生徒が自分の将来を見据え、家庭や家族について考えることのできる親学習を推進するとともに、教職員に対しては、府教育庁が実施する親学習をはじめとした家庭教育支援に関する研修への積極的な参加を促すこと。

- ・ 保護者が主体的に学べるよう、保護者向けの研修等を活用して親学習の実施に努めること。
- ・ 親学習の実施に際しては、府教育庁作成の親学習教材等を活用するとともに、必要に応じ親学習リーダーをはじめとする地域人材等との効果的な連携を図ること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・ 「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」（令和2年3月増補）
 - ・ 「『親』をまなぶ・『親』をつたえる 親学習 指導事例」（令和2年3月増補）
 - ・ 「特色ある家庭教育支援の取組み一覧」（大阪府Webページ）

18**働き方改革**

教員が子どもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、校務効率化や部活動改革、専門性を持つ機関・人材等との協働等、働き方改革を進めることが重要である。

【取組みの重点】

- (ア) 校務運営の効率化の取組みや「大阪府における部活動等の基本的な在り方に関する方針」の遵守等、全校で進める取組みの実施を徹底すること。
- (イ) 長時間勤務の縮減に向けた教職員一人ひとりの意識改革を推進すること。また、負担軽減策を講じても改善しない場合には、これまでのやり方を思い切って変えるなど、各校における「働き方改革」の取組みを進めること。

【取組み項目】**(1) 在校等時間管理**

- ・ 長時間勤務者について、アラーミングメール等を活用して業務等の分担の見直しや適正化等を行うとともに、ヒアリング等実施シートにより業務内容等を把握し、業務改善に関する指導・助言を行うこと。また、負担軽減策を講じても改善しない場合には、これまでのやり方を思い切って変えるなど、長時間勤務の是正を図ること。
- ・ 週に一度以上の全校一斉定時退庁日を設定し、その状況を公表すること。また、当該日は児童・生徒等の下校時刻を遅くとも勤務時間終了 15 分前に設定すること。
- ・ 学校閉庁日を 8 月 10 日から 16 日の間に連続 5 日間以上、12 月 28 日から 1 月 4 日の間に連続 6 日間以上設定し、原則として児童・生徒等の登校及び校務全般を休止することで、教職員の休暇取得を促すこと。
- ・ 教職員に時間外又は休日に勤務を命じる場合には、法令に基づき、適切に行うこと。

(2) 校務における I C T 活用の推進

- ・ 校務の効率化を図り、児童・生徒等と向き合う時間を充実させるため、統合 I C T ネッ

トワークや校務処理システムの活用を進めること。

- ・ グループウェア等を活用した校務運営の効率化の取組みや定期考査等におけるデジタル採点システムの活用などにより、業務の効率化を図ること。
〔関連記載 P71 (3) 情報機器からの情報漏洩の防止〕

(3) 外部人材の活用

- ・ SC・SSW 等の専門人材を活用し協働することで、教育相談等多様な職務に従事する教員の負担を軽減すること。
- ・ 教員業務支援員を活用し、管理職を含む教職員の業務負担を軽減し、在校等時間の縮減に取り組むこと。
- ・ 必要に応じて学校支援社会人等指導者、特別非常勤講師等を活用することにより、教員の負担軽減を図ること。

(4) 部活動の適正化

- ・ 成長期にある生徒が、バランスの取れた生活を送ることができるよう、少なくとも平日 1 日、週末 1 日を基本とする適切な休養日等を設定し、部活動における長時間勤務

- の縮減に向けて、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和5年8月)を遵守し、学校全体として徹底して取り組むこと。
- ・ 合同部活動の実施に当たっては、教員の負担が軽減されるよう、学校間・教員間で十分に連携を図ること。

(5) 学校行事の在り方の見直し

- ・ 運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略することで全体での練習時間を減らしたり、入学式・卒業式における慣例的・形式的な要素を見直すことで式典時間を短縮したりする等、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図ること。

[関連記載 P9 (2) 教育課程の編成]

(6) 労働安全衛生体制の充実

- ・ 関係規則及び大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、毎月の安全衛生委員会の開催をはじめ労働安全衛生活動の活性化に努めること。
- ・ 安全衛生委員会では、教職員の勤務時間に関する状況を共有し、時間外勤務の縮減方策の取組み状況について調査審議するとともに、安全衛生管理者は、時間外在校等時間が月80時間を超えた教職員の情報について、毎月、本人及び産業医へ情報提供すること。また、長時間労働者への医師による面接指導を実施し、教職員の健康管理に努めること。
- ・ ストレスチェックを適切に実施するため、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めるとともに、受検者の個人情報については管理及び保護を徹底すること。また、集団分析結果を各学校の安全衛生委員会で活用し、職場環境の改善

を図ること。

- ・ 教職員の心身の健康増進・メンタルヘルスの予防のために、公立学校共済組合大阪支部が設置している「大阪メンタルヘルス総合センター」が実施する相談事業(セルフケア・ラインケア)、研修事業及び復職支援事業を積極的に活用すること。

(7) 休憩時間

- ・ 休憩時間を明示し、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取ること。また、取得しやすい環境づくりに努めること。
- ・ 職員ごとに異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、一斉付与適用除外に係る府教育委員会の承認等の手続きが必要であるため、所要の手続きをとること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、同手続きは要しない。

(8) 週休日の教育活動

- ・ 学校説明会、学習活動(補習・講習等)や生徒指導等、週休日における多様な教育活動の実施等については、関係通知等を踏まえて適切に行うこと。

(9) 土曜授業

- ・ 土曜授業を実施する場合には、各学校において、学校や地域の実情、幼児・児童・生徒の負担を踏まえながら、土曜授業を実施する教育的意義、土曜授業を実施した場合の教育的效果を検討したうえで、計画を立てること。
- ・ 土曜授業の実施に当たっては、実施目的や内容、頻度について、幼児・児童・生徒、保護者への周知を図るとともに、十分な理解を得るよう努めること。
- ・ 教職員が土曜授業に係る業務に従事する場合は、法令の定めによる週休日の振替[※1]又は勤務時間の割振り変更[※2]を確実に行うこと。
- ・ 土曜授業の申請に当たっては、定められた

期日を厳守し、終了後は、実施報告書を速やかに提出すること。

[※1] 週休日に勤務することを命ずる必要があるときに、その週休日と他の勤務日とを振り替えること。

[※2] 勤務日の勤務時間のうちの4時間（3時間45分）だけを週休日に割り振り、勤務させること。

<参考>

○(1)に関連した資料

- ・「全校一斉定時退庁日の実施について」(令和5年2月14日・教職企第2484号)
- ・「令和5年度以降の学校閉庁日の実施について(通知)」(令和4年12月21日・教高第3520号)
- ・「教職員の時間外勤務の適正管理について」(令和4年7月8日・教職企第1491号)
- ・「三六協定締結の手引き(府立学校版)」(令和4年3月改定)
- ・「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」(令和2年3月30日・教職企第2672号)
- ・「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・要綱」(令和2年3月30日・教職企第2659号)
- ・「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」(令和2年3月改正)
- ・「大阪府立学校における時間外勤務に関する要綱」(平成31年3月29日・教職企第2576号)
- ・「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」(平成30年3月28日・教総第3447号)
- ・「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」(平成7年3月17日)
- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年・法律第77号)
- ・「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(いわゆる超勤4項目、勤務時間の割振り、休暇制度等)(昭和41年1月17日)
- ・「働き方改革ポータルサイト」(教育庁教職員室庁内Webページ)

○(2)に関連した資料

- ・「デジタル採点システムの活用に係るガイドライン及び操作説明会に係る研修動画等について(通知)」(令和5年8月9日・教高第2526号)
- ・「学校における働き方改革の取組みについて」(令和5年2月14日・教職企第2452号)

○(4)に関連した資料

- ・「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」(令和5年8月改正)

○(6)に関連した資料

- ・「労働安全衛生に係る報告等について」(令和6年4月通知予定)
- ・「府立学校におけるストレスチェック制度実施要綱」(令和5年4月1日改訂)
- ・「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」(令和4年4月1日改訂)
- ・「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(平成31年3月・文部科学省)
- ・「労働安全衛生規則」(昭和47年9月30日・労働省令第32号)
- ・「大阪府立学校安全衛生管理規程」(教育長訓保第1051号)
- ・本冊子巻末資料P79 I-6 公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター

○(8)に関連した資料

- ・「週休日における教職員の教育活動等に係る服務の取扱い」(平成16年9月21日・教委学事第1930号)

○(9)に関連した資料

- ・「土曜授業の実施にあたってのガイドライン」(平成26年8月21日)

19**校長のリーダーシップによる学校経営の確立**

学校経営に当たり校長の権限と責任のもと、適切なリーダーシップを發揮し、「学校組織運営に関する指針」に基づく学校経営を行うことが必要である。

また、府立高校においては、特色ある教育の実現に向け、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等のビジョンを明確にし、自校の教育活動が体系的かつ継続的なものとなるよう、取組みを推進する。

【取組みの重点】

- (ア)めざす学校像や育てたい生徒像の実現に向けて、すべての教職員が相互に資質を高め合う同僚性の高い職場環境づくりに努めること。
- (イ)いじめ・虐待等の生徒指導事象はもとより、感染症や災害への対応等あらゆる危機管理事案に対して、適切に対応できる組織となっているか、常に見直しを図ること。

【取組み項目】**(1) PDCAサイクルによる学校経営の推進**

- ・「学校経営計画及び学校評価」(以下「学校経営計画」という。)の策定に当たっては、前年度の学校評価を踏まえるとともに、可能な限り数値目標を掲げるなど、具体的な内容を記載すること。
- ・各学校が策定した学校経営計画に基づきPDCAサイクルによる学校経営を推進すること。その際、めざす学校像の実現に向けて教職員が一丸となる組織的な取組みを推進すること。
- ・学校経営計画の進捗状況を定期的に点検するとともに、年度末にはそれぞれの教育活動について具体的な根拠に基づいて着実に自己評価を行い、次年度の取組みの改善につなげること。
- ・学校経営計画に基づき策定される、当該年度の教育活動の具体的な方針を示した「学校教育計画」に従い教育活動を推進すること。
- ・府立高校においては、スクール・ミッションやスクール・ポリシーをもとに学校全体の教育活動の点検・評価を行うとともに、組織

的・計画的な改善を図ること。

(2) 学校評価における学校関係者評価の活用

- ・学校評価の実施に当たっては、学校教育自己診断と学校運営協議会からの意見を活用するとともに、評価結果を踏まえて学校運営の改善に努めること。
- ・学校運営協議会においては、委員が学校の状況を的確に把握できるよう、授業その他の教育活動の参観を実施するなどの取組みを進めること。

(3) 組織的・効率的な学校運営

- ・教職員の幼児・児童・生徒に対する指導の時間等をより一層確保する観点から、校長がリーダーシップを發揮し、機能的な学校運営に努めること。
- ・校内人事決定の際には、通知に基づき、アンケートの実施を含め、適任者を推薦させることは行わないこと。
- ・地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応できるよう、担当者の役割を校務分掌に明確に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。

- 課題に対し適切かつ迅速に対処できる機動的な学校運営体制の構築に際しては、校務の要である首席を活用すること。

(4) 支援チームの活用

- 学校運営に当たり、必要に応じて高等学校課の育成支援チームの活用を図ること。
- 府教育委員会作成の関係資料を校内研修などで積極的に活用すること。

(5) 職員会議の適切な運営

- 職員会議は、関係法令・関係通知に基づき、その適切な運営に努めること。
- 会議録は、公文書として必要な項目と内容を適切に記録し、保管すること。

(6) 加配教員の適切な活用

- 加配教員は、配置の趣旨を踏まえて適切に活用するとともに、その効果を測定するよう努めること。

(7) 人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携

- 人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、疾病等に係る様々な人権問題の解決に向け、課題別に担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、関係研究組織と連携し、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。

(8) 教育相談体制の充実

- 教育相談の推進組織を校務分掌に位置付けること。
- 養護教諭や学級担任等が行う健康相談についても、教育相談の推進組織との連携を図ること。

(9) 保護者・地域ニーズの学校運営への反映

- 児童・生徒や保護者、地域の住民の声を学校運営に反映させていくため、さらに開かれた学校づくりへ向けた取組みを進めるこ

と。

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校運営協議会を活用し、保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させること。
- 学校教育自己診断結果の分析及び考察を学校評価に反映させるとともに、その内容をWebページ等を活用して保護者等に公表すること。
- 様々な教育活動に関する情報をWebページ等を活用して保護者等へ発信するなど、学校情報の公表を進めること。

(10) 学校運営協議会を通した学校運営

- 「学校運営協議会の設置等に関する規則」、「大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱」及び各学校が定める実施要項に基づき学校運営協議会を運営すること。
- 学校運営に関する基本的な方針（学校経営計画の「めざす学校像」及び「中期的目標」）の承認を得るとともに、学校経営計画や学校評価について必要な意見聴取を行い、学校運営の改善に努めること。

(11) 保護者等への授業公開

- 開かれた学校づくりを進めるため、保護者等の理解と協力を得て教育活動を展開する観点から、保護者等に対して一定の期間を設定して授業を公開する取組みを行うこと。
- 授業公開の実施に当たっては、幼児・児童・生徒の人権に対する配慮や個人情報の保護、安全確保等についても十分配慮すること。

(12) 学校Webページの活用

- 学校のWebページについては、学校の活動が鮮明に伝わるよう創意工夫に努めること。
- 開かれた学校づくりの観点から、学校経営計画や教育方針、学校教育自己診断、学校運営協議会に係る情報、教育課程、とりわけ特

- 色ある教科・科目や総合的な探究（学習）の時間等を含む年間授業計画（シラバス）、進路状況、学校いじめ防止基本方針など教育情報の公開に努めること。
- 情報の公開に当たっては、最新の情報を発信するよう適宜更新を行うとともに、個人情報の取扱いについて配慮すること。

（13）入学者選抜の厳正な実施

- 「入学者選抜事務点検マニュアル（第6版）」等を厳に遵守し、2系統による採点方法やその他点検の手順等を十分に理解したうえで、選抜事務を行うこと。
- 特に、指示系統をあらかじめ決定し、役割分担、作業系統を明確にし、原則として決定している分担以外の作業は行わないこと、電子データやパソコンの厳重な管理体制を確立すること、すべての作業について複数名で行い、必ず二度以上の点検を行うことを

厳守するなど、選抜事務における点検体制を確立すること。

- 休憩時間を確保するなど、採点者が集中して作業できる体制を確立すること。

（14）転入学の受入対応

- 一家転住等、本人の責任によらない、やむを得ない事情による転入学については、柔軟で円滑な受け入れを図ること。
- 平成23年9月当初より設けた府内の高等学校間の転入学に当たっては、希望者に対し、在籍校において十分に指導を行うとともに、転学希望の申し出があった場合は、定員の範囲内において転学の機会を設けること。

＜参考＞

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - 「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和3年3月31日・文部科学省）
 - 「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）
- （1）に関連した資料
 - 「『スクール・ポリシー』の公表について（通知）」（令和6年7月通知予定）
 - 「『スクール・ミッション』の公表について（通知）」（令和5年7月21日・教高第2218号）
 - 「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）
 - 「大阪府立学校条例」（平成24年4月1日施行）
- （2）に関連した資料
 - 「学校運営協議会の運営に関する要綱」（令和4年4月1日改定）
 - 「学校運営協議会の設置等に関する規則」（平成30年4月1日施行）
- （3）に関連した資料
 - 「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）
 - 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」（平成27年7月27日・文部科学省）
 - 「校内人事の決定について」（平成27年5月20日・教委高第1559号）
- （4）に関連した資料
 - 「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年より毎年度発行、令和6年3月発行予定）
 - 「保護者等連携の手引き」（平成22年3月）
- （5）に関連した資料
 - 「大阪府立学校の管理運営に関する規則」（令和5年10月1日）
 - 「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）
 - 「学校教育法施行規則」（昭和22年5月23日・文部省令第11号）
- （9）に関連した資料
 - 「『学校教育自己診断』の実施について」（令和5年6月27日・教高第1815号）
 - 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年6月30日）

○ (10) に関連した資料

- ・「大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱」(令和4年4月1日施行)
- ・「学校運営協議会の設置等に関する規則」(平成30年4月1日施行)
- ・「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要」(平成29年4月・文部科学省)

○ (13) に関連した資料

- ・「入学者選抜事務点検マニュアル（第6版）」(平成30年12月)
- ・「入学者選抜事務点検マニュアル【知的障がい高等支援学校職業学科（本校）】」(平成30年12月)

○ (14) に関連した資料

- ・「大阪府立高等学校転入学受入れに係るQ A」(令和5年4月5日・教高第1133号)
- ・「大阪府立高等学校編入学、転入学、留学、海外からの留学生の受入れ並びに休学及び復学取扱要領」(令和4年4月26日・教高第1436号)
- ・「大阪府立高等学校編入学、転入学等の取扱い上の留意事項」(令和4年4月26日・教高第1436号)
- ・「府立高校・私立高校間の新たな転学機会等について」(平成23年7月26日・教委高第1990号)

20**教職員の資質・能力の向上**

社会が急速に進展し、生成AI等の新たな技術が普及しつつある中で、教員は高度な専門職として主体的・継続的に新たな知識・技能の習得に取り組む必要がさらに高まっている。また、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、一人ひとりの教員に応じた研修等の受講奨励などを通じて教員、とりわけ次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 「大阪府教員等研修計画」及び研修履歴の記録を活用して、管理職等による研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、日常的なOJTを推進することにより、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。
- (イ) 校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。
- (ウ) 「府立学校リーダー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

【取組み項目】**(1) 社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上**

- ・ 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質・能力等の向上を図ること。
- ・ 教職員は研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、差別を許さない姿勢を身に付けること。

(2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり

- ・ すべての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるよう校内研修等の充実を図ること。
- ・ 教職員は日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

(3) 校内外の研修を効果的に活用した人材育成

- ・ 研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。
- ・ 府教育センター等で行う校外研修については、「大阪府教員等研修計画」等を活用し、教職員のライフステージや学校の教育課題を踏まえ計画的に受講できるよう努めること。
- ・ 校外研修を受講した教職員が、研修成果を積極的に校内での実践に生かしたり、校内研修の講師を務めたりすることにより、学校の教育力の向上に資するよう努めること。
- ・ 校内研修については、社会の変化、国や府における新たな動き、各学校の課題等を踏まえ、具体的な目標を設定し、計画的に実施することにより、その充実を図ること。
- ・ 年間計画は、校内外の研修の関連性を踏まえて策定すること。その際には、指導教諭や社会人講師等の活用、参加・体験型の研修の導入等、実施内容・形態を工夫すること。

- ・長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修や独立行政法人教職員支援機構が実施する「中央研修」等については、その目的を踏まえ、研修成果を学校の教育活動に十分還元すること。

(4) 評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成

- ・「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲、資質・能力の向上と学校の活性化に努めること。
- ・校長は、年度当初に学校の教育目標や経営方針等の説明を行い、その周知を行うとともに、教職員へのシステムの説明（評価結果が給与（昇給・勤勉手当）へ反映されることを含む）を行うこと。
- ・育成（評価）者は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導・助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客觀性を確保した評価を行うこと。
- ・育成（評価）者は、日常から教職員との意思疎通を図るとともに、適切な指導・助言を行い、教職員の育成に努めること。また、校長は、被評価者に対し評価結果を年度内に開示して次年度に向けた動機づけを行うこと。

(5) 教職員全体の指導力向上

- ・計画的な研修の実施等に加えて、首席や指導教諭等を活用した日常的なOJTを推進することにより、教職員全体の指導力向上に努めること。その際、教職経験年数の少ない教員の育成については、メンタリングを活用するなど学校全体でチームとして取り組むこと。
- ・児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、府教育センター実施のICT活用に係る研修等

を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。

- ・教職員の指導力向上の取組みを進めるに当たっては、府教育委員会作成の資料、府教育センターのカリキュラムNAV-iプラザによる学校支援等を積極的かつ効果的に活用すること。

(6) 支援学校における教員の専門性の向上

- ・在籍する児童・生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するための研修を計画的に実施し、受講させることで教員の専門性の向上を図ること。また、認定講習等への参加を促進させ、早期に特別支援学校教諭等免許状をおおむねすべての教員に所持させるために、教員は認定講習等受講により必要単位の修得に努めるとともに、単位修得後には速やかに免許状の申請を行うこと。
- ・教員にあっては、積極的に専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

(7) 教職員のカウンセリングスキルの向上

- ・児童・生徒の問題事象の未然防止等を図るため、臨床心理士等を活用した校内研修の充実に努め、教職員一人ひとりのカウンセリングスキルの向上を図ること。

(8) 教職員人権研修ハンドブックの活用

- ・校内研修等の実施に際しては、教職経験年数の少ない教職員がこれまでの人権教育の成果を継承するとともに、すべての教職員がさらなる人権教育の取組みを充実・発展することができるよう、「教職員人権研修ハンドブック」を活用すること。

(9) 人権侵害事象等に対する対応

- ・校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。

- 教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるとともに、人権侵害が生じた場合には、府教育庁及び関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応すること。
- 差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて、関係した幼児・児童・生徒の背景をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。
- 教職員が、自らの言動により幼児・児童・生徒の人権を侵害することのないよう、幼児・児童・生徒の背景の理解に努めるとともに、常に自らの人権感覚、人権意識を見つめ直すこと。

(10) 優秀教職員等表彰について

- 府内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものが多く表彰されるよう、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、勤務年数に関わらず、積極的に推薦をすること。

(11) 承認研修について

- 教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修」(いわゆる承認研修)は、法の趣旨を踏まえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。
- 承認手続の不備が多いことから、いかなる内容の承認研修であっても、文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出を徹底すること。

(12) 次世代育成について

- 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨を踏まえ、仕事と生活の調和(ワ

- ーク・ライフ・バランス)の実現に向けた支援、男性を含めた働き方の見直し等を推進するために、年次休暇や子育てのための休暇・休業等の取得促進や育児休業からの復帰支援など適切な対応を行うこと。
- 職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実の申し出があった場合は、当該職員に対して「個別周知・意向確認書」や「子育て教職員サポートシート」を交付する等、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談等の措置を講じること。
- 母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が配偶者の出産や育児に積極的に関わるための休暇・休業等取得促進に努めること。特に、「配偶者の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮すること。また、「育児休業」についても、男性職員が取得しやすい環境づくりに努めること。

(13) 女性活躍の推進について

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された「公立学校における特定事業主行動計画(2021)」の趣旨を踏まえ、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、教職員の働き方改革を推進するため、育児や介護のための休暇・休業等や年次休暇を取得しやすい環境づくりに努めること。
- 教職員の能力育成と資質向上のため、性別に関わらず多様な職務に従事する機会の付与に努めるとともに、育児休業からの復帰支援や研修への参加促進等、女性教職員の意欲向上に努めること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - ・「大阪府教員等研修計画」（令和6年3月改訂予定）
 - ・「初任者等育成プログラム」（令和6年3月改訂予定）
 - ・「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年より毎年度発行、令和6年3月発行予定）
 - ・「教職員人権研修ハンドブック」（令和6年3月改訂予定）
 - ・「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」（令和4年8月（令和5年3月一部修正）・文部科学省）
 - ・「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（令和3年3月改訂）
- (3)に関連した資料
 - ・「大阪府教員等研修計画」（令和6年3月改訂予定）
- (4)に関連した資料
 - ・「教職員の評価・育成システム 手引き」（令和6年3月改定予定）
 - ・「授業アンケートの手引き～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」（令和2年3月）
- (5)に関連した資料
 - ・「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（令和3年3月改訂）
 - ・「メンタリング・ハンドブック」（令和2年3月改訂）
- (8)に関連した資料
 - ・「教職員人権研修ハンドブック」（令和6年3月改訂予定）
- (9)に関連した資料
 - ・「教職員のための差別事象対応ワークシート」（令和5年3月）
 - ・「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」（令和2年9月・教人第1087号）
 - ・「学校における人権教育推進のための資料集」（平成29年4月）
 - ・「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」（平成28年12月・教人第1171号）
- (11)に関連した資料
 - ・「教育公務員特例法」（令和5年4月改正）
- (12)に関連した資料
 - ・「大阪府教育委員会特定事業主行動計画（府立学校編）～みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり～」（令和2年10月）
 - ・「次世代育成支援対策推進法」（平成15年4月施行）
 - ・「教職員のための子育て支援ポータルサイト」（教育庁教職員室庁内Webページ）
 - ・「育児休業等の実施手続等に関する要綱」（令和4年10月1日・教職企第1815号）
- (13)に関連した資料
 - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（令和4年7月施行）
 - ・「公立学校における特定事業主行動計画（2021）」（令和3年4月）

21

不祥事の防止

公立学校の教職員は、公教育の場にあって、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて取り組むことが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」その他の関係資料を校内研修等において活用するなど、教職員が不祥事予防について、自ら考える機会を積極的に設けるとともに、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。
- (イ) 事案が生起した場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに担当課へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- (ウ) 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、手紙又は電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- (エ) 教育職員等による幼児・児童・生徒への性暴力等については、法律や国の指針に基づき防止に向けて取り組むとともに教職員に対して周知・徹底を図ること。

【取組み項目】

(1) 飲酒運転について

- ・ 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないこと。
- ・ 飲酒運転を行った教職員に対して、「職員の懲戒に関する条例」に基づき懲戒免職又は停職とする他、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員や飲酒運転の車に同乗した教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給等の処分が行われる旨を周知すること。
- ・ 飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(2) 服務監督について

- ・ 教職員が条例・規則に定められた勤務時間を遵守し、教育に携わる公務員として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。
- ・ 休暇等の承認に当たっては、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続をとること。特に短期介護休暇、子の看護休暇、勤務時間の割振りについても適正な運用を行うこと。また、病気休暇については、関係通知を踏まえ、より一層厳正な運用を行うこと。
- ・ 部活動指導等に従事した場合の教員特殊業務手当の支給に当たっては、支給要件を踏

まえ、適正な運用を行うこと。

- 職務専念義務に違反した者、休暇等を不正に取得した者及び教員特殊業務手当を不正に受給した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(3) 自家用自動車等を使用しての通勤認定について

- 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛すること。
- 職員の健康状態等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、関係通知を厳格に適用するとともに特別な事情が生起した場合には、教職員企画課長あて協議すること。

(4) 通勤について

- 通勤届出以外の方法による通勤は、通勤手当の不正受給に当たる場合もあることから、厳に慎むよう教職員を指導すること。
- 通勤手当が支給されている職員に対する事後確認は、関係通知に基づき、適正な確認を行うこと。
- 通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(5) 兼職・兼業について

- 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。
- 例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、

地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。

- 兼職・兼業に関する法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(6) 教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合について

- 教科書発行者からの依頼により、教員が教科書等の執筆、編修、意見聴取等を受ける場合には、対価の支払いの有無に関わらず、教科書発行者に対して依頼文書の提出を求めたうえで、校長による承認を得ること。また、校長は教科書発行者からの依頼文書を教育庁に送付し、承認した内容について報告すること。
- 教科書発行者から教科書等の執筆、編修、意見聴取等の対価として報酬を得る場合には、必ず、「営利企業の従事等について」許可の申請を行い、承認を得ること。
- 教科書発行者から教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受けた教員は、その教科書発行者が関わる教科書の選定事務に関与しないこと。

(7) 旅費について

- 教職員の旅費に関する条例の規定による「旅行」については、「旅行命令」の趣旨を十分認識し、事前に所定の手続きを執るとともに、承認された旅行手段により旅行を行うこと。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- 「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》(改訂版)」(令和6年3月改訂)
- 「不祥事防止に向けたワークシート集」(令和6年3月改定)
- 「教職員の綱紀の保持について(通達)」(令和5年12月1日・教職人第3478号)
- 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について(通知)」(令和5年3月30日・文部科学省)
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月・文部科学省)
- 「大阪府教育委員会綱紀保持指針」(令和3年3月改正)
- 「大阪府教育委員会服務指導指針」(平成24年11月26日改正)

○(2)に関連した資料

- ・「病気休暇の承認手続きの見直しについて」(平成25年3月29日・教委職企第2282号)

○(3)に関連した資料

- ・「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」(令和4年3月31日最終改正・教職企第2885号)
- ・「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」(平成31年4月24日最終改正・教職企第1130号)

○(4)に関連した資料

- ・「通勤手当の事後の確認について」(令和5年9月1日最終改正・教職企第1736号)
- ・「通勤手当不正受給防止の徹底について」(令和3年8月16日・教職人第2067号)
- ・「通勤手当の支給方法について」(令和2年2月26日最終改正・教職企第2331号)
- ・「通勤認定の取扱いについて」(平成27年3月19日・教委職企第2054号)

○(5)に関連した資料

- ・「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて」(平成28年3月31日最終改正・教委職人第4328号)

○(6)に関連した資料

- ・「教科書発行者による教科書等の執筆、編修、意見聴取等の依頼を受ける場合の遵守事項について」(平成28年7月20日・教高第2150号)

22

体罰、セクシュアル・ハラスメント防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは子どもに対する重大な人権侵害であるにもかかわらず、根絶されていない現状を重く受け止め、体罰、セクシュアル・ハラスメントは絶対に許さないということを一人ひとりの教職員が改めて理解・認識するとともに、学校全体として防止・根絶に取り組む必要がある。事象が生起した場合は被害者保護を最優先に組織的に対応する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア)校内研修を実施するなど、教職員に対して指導の徹底を図り、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。
- (イ)校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底するとともに、アンケート調査の活用等あらゆる機会をとらえて実態把握に努めること。
- (ウ)万一、事象が生起した場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

【取組み項目】

(1) 体罰の防止

- ・ 体罰が、依然として生起している現状がある。体罰は法的に禁じられているばかりでなく、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことについて、府教育委員会が作成した資料等を活用して研修を行うなど、教職員に周知・徹底を図ること。
- ・ 特に障がいのある幼児・児童・生徒については、全教職員が幼児・児童・生徒の障がいの特性を理解すること。
- ・ 体罰事象の根絶に向けた取組みを実施のうえ、幼児・児童・生徒の人権に配慮した生徒指導体制を確立すること。

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止

- ・ 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、関係指針の趣旨を踏まえ、府教育委員会が作成した資料等を活用した研修を実施するなど、その未然防止のための学校体制を確立すること。

- ・ 不必要な身体的接触や性的な内容の発言等、幼児・児童・生徒を不快にさせるような言動はセクシュアル・ハラスメントとなることを教職員に十分認識させること。
- ・ 幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助に当たっては、府教育委員会が作成した資料を参考に指導方法の点検を行うこと。
- ・ 定期健康診断の実施に当たっては、関係通知を参考に実施方法等の評価点検を行うこと。

(3) 相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応

- ・ 体罰、セクシュアル・ハラスメント事象に対して、各学校の相談窓口が機能するように努めること。
- ・ 府教育委員会が作成したリーフレットを活用し、府教育センターの「LINE相談」、「すこやか教育相談24」等や民間支援機関

- と連携した「被害者救済システム」を、児童・生徒、保護者及び教職員に周知すること。
- 万一、体罰、セクシュアル・ハラスメント事象が生起した場合には、被害者的人権を尊重するとともに二次被害の発生防止に努めること。同時に府教育庁と速やかに連携を図り、事象の解決と被害者的心のケアに努めること。そのために迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- 「令和5年度セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートの実施について」(令和5年6月26日・教高第1874号)
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年6月)
- 「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」(令和2年12月24日・教職人第3776号)
- 「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」(令和2年12月24日・教職人第3777号)
- 「子どもを守る被害者救済システム」(令和元年12月改定)
- 「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」(平成29年12月8日改正)
- 「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」(平成29年5月改訂)
- 「体罰根絶に向けた取組の徹底について」(平成25年8月20日・教委高第2328号)
- 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平成25年3月21日・教委高第3966号)
- 「セクシュアル・ハラスメント防止のためにー障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点ー」(平成22年11月)
- 「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」(平成21年4月)
- 「体罰防止マニュアル（改訂版）」(平成19年11月)
- 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA集」(平成15年3月)

○（1）に関連した資料

- 「不適切な指導・介助等に関する自己チェックシート」(令和5年5月改訂)
- 「体罰根絶に向けた取組の徹底について」(平成25年8月20日・教委高第2328号)
- 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平成25年3月21日・教委高第3966号)
- 「体罰防止マニュアル（改訂版）」(平成19年11月)

○（2）に関連した資料

- 「児童・生徒に対するわいせつな行為等の防止に係る指導の徹底について（通達）」(令和4年9月16日・教職人第2730号)
- 「児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について（通達）」(令和4年1月24日・教職人第3847号)
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年6月)
- 「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」(令和2年12月24日・教職人第3776号)
- 「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」(令和2年12月24日・教職人第3777号)
- 「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」(平成29年12月8日改正)
- 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(平成29年5月改訂)
- 「セクシュアル・ハラスメント防止のためにー障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点ー」(平成22年11月)
- 「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」(平成21年4月)
- 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA集」(平成15年3月)

○（3）に関連した資料

- 「令和5年度セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートの実施について」(令和5年6月26日・教高第1874号)
- 「子どもを守る被害者救済システム」(令和元年12月改定)
- 「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」(平成21年4月)

23

個人情報の適正な管理

府立学校において、個人情報の紛失や流出等の事象が度重なり生起していることを踏まえ、何よりもまず、教職員一人ひとりが個人情報の取扱いに対する意識を高めるとともに、予め定められたルール等を遵守することが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」(令和5年4月改正) 及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」(令和5年8月改正)に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めること。
- (イ) 校内の管理体制を明確にし、実態に即した実効的なルールを定めるとともに、「個人情報の適正管理のために」(令和5年12月改訂)等を用いて、教職員に対し研修を行い、一人ひとりに個人情報を取り扱う者としての責任の重さを改めて強く意識させること。
- (ウ) 個人情報を収集する際は、その必要性、妥当性及び収集方法を十分に検討したうえで行うこと。

【取組み項目】

(1) 情報管理規定の策定

- ・ 「個人情報保護法」、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」、「情報公開条例」及び「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱」等の趣旨に基づき、個人情報の収集、利用、提供、適正管理については、電子情報も含め、校内で情報管理規定を定め、適切に対応すること。
- ・ 特に特定個人情報（個人番号（マイナンバー）が記載された個人情報）や要配慮個人情報（信条や病歴等、本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮をするもの）の取扱いに当たっては、関係法令や個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を踏まえて策定した「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」、「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」及び個別業務における要領等を踏まえ、安全管理措置等を講じるなど、特定個人情報や要配慮個人

情報の保護、管理を徹底すること。

(2) 行政文書や個人情報の適切な取扱い

- ・ 定期考査の答案用紙、通知票、成績を記録した表簿等の個人情報を含む文書（個人情報を記録した電子媒体を含む。）の取扱い、管理・保管を厳正なものとするため、万全の管理体制を確立すること。
- ・ 特に、個人情報は原則として、外部記録媒体に保存せず、統合ICTネットワーク上（セキュリティモード）の学校共有フォルダ（Sドライブ）又は個人用フォルダ（Tドライブ）に保存すること。
- ・ 校内における行政文書等の管理を一層適切に行うとともに、不要な書類については廃棄すること。また、府民からの情報公開等の請求に対しては的確に対応すること。

(3) 情報機器からの情報漏洩の防止

- ・ コンピュータで情報の処理を行う際には、ネットワーク等を通じて情報の漏洩が生じないよう、校内で作成した取扱規定を全教

職員に周知・徹底し、電子情報や記憶媒体の特質に応じた万全の対策を講じること。

[関連記載 P55 (2) 校務における I C T 活用の推進]

(4) 個人情報管理のためのルールの作成

- 必要に応じ、新たな管理規定の通知等にあわせてルール等を適宜見直すこと。
- I C T を利用したアンケートやデジタル採点システムの活用にあたり適切な運用に向けたルール等の作成、徹底を行うこと。
- 定期考査の解答用紙等の管理が適切に行わ

れるよう、各校における解答用紙等の保管・返却に係るルールを、全教職員に周知・徹底すること。

(5) 事象生起時の対応

- 万一個人情報の紛失や流出等の事象が生起した場合には、速やかな連絡・報告が必要となるため、あらかじめその方法を全教職員に周知・徹底するとともに、事後の対応が迅速かつ的確にできる体制についても整えておくこと。

<参考>

○「取組みの重点」に関する資料

- 「個人情報の適正管理のために」(令和5年12月改訂)
- 「令和5年度 教育庁個人情報の適正管理等に関する研修資料」(令和5年8月)
- 「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」(令和5年8月改正)
- 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」(令和5年4月改正)
- 「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱」(令和4年8月29日・教総第2052号)
- 「社会的養護の児童における個人情報の取扱いについて」(令和3年8月25日・教高第2515号)
- 「個人情報の適正な管理について」(平成27年6月3日・教委高第1653号)
- 「統合I C Tネットワークへの個人情報データ移行について」(平成26年7月1日・教委高第1910号)
- 「個人情報の適正な管理等について」(平成24年6月20日・教委高第1776号、教委施財第1809号)
- 「個人情報の適正な管理・保管について」(平成16年6月9日・教委学事第1427号)

○(1) に関する資料

- 「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」(令和5年8月改正)
- 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(令和5年7月改正・個人情報保護委員会)
- 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」(令和5年4月改正)
- 「大阪府教育委員会における情報セキュリティに関する基本要綱」(令和4年8月29日・教総第2052号)

○(2)～(5) に関する資料

- 「個人情報の適正管理のために」(令和5年12月改訂)
- 「デジタル採点システムの活用に係るガイドラインの改訂について」(令和5年11月14日・教高第2526-2号)
- 「教育データの利活用に係る留意事項のポイント(リーフレット)について」(令和5年10月4日・教高第2945号)
- 「令和5年度 教育庁個人情報の適正管理等に関する研修資料」(令和5年8月)
- 「社会的養護の児童における個人情報の取扱いについて」(令和3年8月25日・教高第2515号)
- 「情報セキュリティの取扱いに係る留意事項について」(令和2年2月10日・教高第3759-2号)
- 「U S Bメモリの使用状況の調査について」(令和元年6月26日・教高第2058号)
- 「文書の適正な管理について」(平成28年3月31日・教委高第4126号)
- 「個人情報の適正な管理について」(平成27年6月3日・教委高第1653号)
- 「統合I C Tネットワークへの個人情報データ移行について」(平成26年7月1日・教委高第1910号)
- 「個人情報の適正な管理等について」(平成24年6月20日・教委高第1776号、教委施財第1809号)
- 「個人情報の適正な管理・保管について」(平成16年6月9日・教委学事第1427号)

24**職場におけるハラスメントの防止**

職場におけるハラスメント行為は、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

【取組みの重点】

- (ア) 職場におけるハラスメントの防止及び再発防止に向けて、指針の周知・徹底を図るとともに、校内研修の実施や「パワーハラスメントセルフチェック」シートの活用等を通じて教職員の意識啓発を一層図ること。
- (イ) 校内の相談体制の整備に努め、教職員に相談窓口の周知を図ること。また、窓口の担当者を中心に、普段から相談しやすい体制を整えること。
- (ウ) まず管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。万一事象が生起した場合には、速やかに事実関係を把握とともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。
- (エ) ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に努めること。

【取組み項目】**(1) ハラスメントの未然防止**

- ・ 管理職は、自らの職務上の権限を認識し、ハラスメントに対する正しい認識を十分にもち、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、指導や助言にあたっても誤解や行き違いを生まないように留意すること。
- ・ 教職員一人ひとりが、校内研修等を通じて、ハラスメントの防止に対する理解を深めること。
- ・ ハラスメントは信用失墜行為、全体の行為者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがあると認識しておくこと。
- ・ 職場の人間関係がそのまま維持される職場以外の場所（出張先、通勤、出張途上の車内、職場の延長と考えられるような宴会等）での行為もハラスメントに含まれることを十

分理解しておくこと。

(2) 良好的な勤務環境の維持

- ・ ハラスメントの問題を当事者間の個人的な問題として終わらせないこと。
- ・ 管理職を含む教職員は、ハラスメントとみられる言動を見かけたときは、職場の構成員として注意を促すこと。
- ・ 管理職を含む教職員は、被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じること。

(3) 校内相談窓口の周知と適切な対応

- ・ 相談員には、管理職以外の教職員を入れるとともに年齢や性別に偏りがないようにすること。また、相談員が聴き取りをする場合は相談者と同性の教職員が同席するなど、相談者が相談しやすい環境をつくること。
- ・ 管理職は校内のハラスメント相談窓口の相

談体制等を充実させるなど窓口が機能する
ように努めること。

- ・ 管理職はハラスメントの防止及び対応に関する指針や取組みについて定期的に周知、啓発すること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- ・ 「職場における教職員間のハラスメント相談員の手引き」（令和4年10月）
- ・ 「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和4年4月1日改正）
- ・ 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和4年4月1日改正）
- ・ 「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和4年4月1日改正）
- ・ 「『ハラスメント「0（ゼロ）』に向けて』教育長メッセージ」（令和4年4月1日・教職人第4628号）

25

「指導が不適切である」教員への対応

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と学校が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

【取組みの重点】

- (ア) 校長は、授業観察あるいは児童・生徒や保護者等からの意見・苦情等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施等、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。
- (イ) 「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。
- (ウ) 校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合は、府教育庁に申請し、十分連携して対応すること。
- (エ) 新規採用教職員については、丁寧な指導・育成を図るとともに、そのうえでなお、指導が不適切である教職員に対しては、条件付採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。

<参考>

- 「取組みの重点」に関連した資料
 - 「教員の資質向上をめざして－『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き－」（令和5年10月改訂・教職人第2846号）

第5章の関連事項

(1) 学校会計事務の適正化

- ・学校における契約事務、とりわけ2者以上から見積書を徴取して業者を決定する手続きについて、「随意契約ガイドライン」や「随意契約見積心得」を遵守し、契約手続きの公平性、透明性の確保を図るとともに、毎年度、担当職員への聞き取り等により実施状況の確認を行うこと。
- ・学校徴収金の預り金会計については、事業終了後速やかに保護者等に対し精算報告を行い、返還又は保護者等に周知したうえで、次年度学年費に充当、繰越等の処理手続きをすること。
- ・学校指定物品、卒業アルバムの支払いについては、代金引換や後払い方式を徹底すること。
- ・修学旅行の支払いは概算払いとするが、支払いは旅行出発日の30日前から前日までに行うこととし、支出の際は、契約局の入札参加資格の停止の有無等を確認すること。

(2) 廃棄物処理等事務の適正化

- ・関係法令・要領・手引きに基づき、産業廃棄物の保管及び処分、並びに特別管理産業廃棄物[※3]の保管及び管理又は処分について、適正に事務を行うこと。
[※3] 特別管理産業廃棄物とは、廃油(揮発油類)、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物、廃水銀等)をいう。

(3) 非常勤職員の効果的な配置と活用

- ・学校教育に求められている課題に積極的に対応するため、非常勤職員の効果的な配置と活用に努めること。
- ・内申等の手続きに当たっては、「講師希望者

登録のお知らせと講師制度の概要」等によって、勤務条件を明示するなど、適正に行うこと。

また、発令に当たっては、「勤務条件明示書」の交付を徹底するとともに、勤務回数等を変更する必要がある場合には、必ず変更後の勤務条件を明示すること。あわせて、勤務状況等を常に把握するとともに、適切な管理及び指導に当たること。

(4) 就学支援金制度等の周知と授業料等の未納防止対策

- ・就学支援金制度と、奨学のための給付金制度については、生徒や保護者等が十分に制度を理解し、必要な手続きを行うように周知に努めること。
- ・授業料等の未納者に対しては、事務取扱要領の別紙「授業料等の納入指導事務の流れ」に基づき、家庭訪問等による面談等、積極的な納入指導に取り組むとともに、「債権の回収及び整理に関する条例」、「財務規則」及び「債権回収・整理マニュアル」に基づき適正な債権管理を行うこと。なお、通常の納入指導では徴収することが困難な場合は、府教育庁に徴収事務を引き継ぐこと。
- ・入学料は入学前納付としている趣旨及び修学支援の制度等について十分説明し、未納防止に努めること。入学許可の取消しについては、「聴聞手続」など適正な手続きを経た後、実施すること。
- ・授業料や入学料に未収がある場合は、「大阪府税外収入延滞金徴収条例」の適用を受け延滞金を徴収することになる可能性に留意すること。

(5) 行政の福祉化

- 府立学校における校舎等の建物清掃や除草業務等の実施に当たっては、本府の全庁的取組みを踏まえ、知的障がい者の清掃訓練の場の確保・拡大を支援するよう努めること。

(6) 備品の適正管理

- 備品の管理に当たっては、物品管理者（校長）、物品取扱責任者（事務(部)長・課長補佐・主査）が定期的に現物調査し、照合確認

等すること。

- 物品取扱者（教職員）は、その担当する備品について、責任を持って保管・利用・照合確認等を行うこと。
- 備品の廃棄等処分に当たっては、必ず物品取扱者から物品取扱責任者へ報告を行い、物品取扱責任者は、不用品調書により不用の意思決定（出納員の合議）及び備品出納簿への払出記簿を行い、不用の決定した備品を売却・廃棄・その他処分をするときは、物品管理者による処分の意思決定を行うこと。

<参考>

○ (1) に関連した資料

- 「学校徴収金等取扱マニュアル」（令和5年4月一部改正）
- 「学校徴収金等の会計処理基準」（令和5年3月28日一部改正・教施財第5546号）

○ (2) に関連した資料

- 「大阪府P C B廃棄物適正管理の手引き」（令和5年5月24日改正）
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（令和4年・法律第68号改正）
- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（令和4年・法律第68号改正）

○ (3) に関連した資料

- 「大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則」（令和5年4月1日施行）
- 「会計年度任用職員事務マニュアル」（令和5年5月改訂）
- 「人事事務処理要領」（教育庁教職員室庁内Webページ）
- 「教職 Q救箱（様式集）」（教育庁教職員室庁内Webページ）
- 「非常勤職員雇用事務について」（教育庁学校総務サービス課庁内Webページ）

○ (4) に関連した資料

- 「大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領」（令和5年6月1日改正・教施財第1807号）
- 「大阪府税外収入延滞金徴収条例」（平成22年11月4日・条例第60号）

○ (6) に関連した資料

- 「府立学校における財産管理について（依頼）」（令和5年5月19日・教総第1452号）
- 「備品管理の適正化について」（平成23年7月13日・教委施財第1661号）

26**防災教育の充実と安全・安心な教育環境の確保**

南海トラフ地震等、発生が予想される自然災害等に備え、学校の実態に応じ子どもたちの命を守るため、地域と連携した取組みが必要である。

また、大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の体制を整えておく必要がある。

【取組みの重点】

(ア) 危機管理マニュアルにおいて、不審者侵入防止に関わる防犯対策について記載するとともに、「校門」「校門から校舎への入口まで」「校舎への入口」の3段階のチェック体制についても併せて記載すること。

【取組み項目】**(1) 緊急事態への対処**

- ・ 万一の事件・事故の発生をはじめ、あらゆる緊急事態に対処できるよう防犯計画を策定し、救急体制及び防犯訓練等の危機管理体制を確立すること。また、実効性のある計画となるよう、適宜点検・見直しを行うこと。
- ・ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び収集について周知・徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の自校の避難場所を想定し、危機管理マニュアルや大規模災害時初期対応マニュアルに明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行い、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

(2) 安全確保及び学校の安全管理

- ・ 子どもの安全を脅かす事象に対しては、学校及び子どもの安全を守るために諸通知に基づき、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業期間中の登校日等における必要な措置を講じること。
- ・ 学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めるとともに危

機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を行うなど、安全教育の一層の充実を図ること。とりわけ、幼稚部、小・中学部を設置する支援学校及び中学校の登下校時については、「登下校時の幼児・児童・生徒の集合場所等の点検」の結果を踏まえ、学校・家庭・地域住民・警察・自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全対策に取り組むこと。その際には「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえたものとすること。

- ・ 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。
- ・ 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、交通安全教室を開催し、交通安全に関する指導を充実すること。とりわけ登下校時の自転車利用について、ルールやマナー等を徹底すること。また、幼児・児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたこと及び、道路交通法の一部改正に伴い、自転車乗用時にヘルメット着用が努力義務化されたことなどを警察やPTAと連携するなどして周知すること。

(3) 安全対策の推進

- 警察等の関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う

う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」の設置を図るなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実に努めること。

<参考>

○「取組みの重点」に関連した資料

- 「令和5年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び提出並びに非常変災時の報告について」(令和5年7月26日・教高第1952号)
- 「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」(令和3年6月30日・教保第1616号)
- 『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』の活用について(令和3年6月17日・教保第1507号)
- 『避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について』(令和2年7月6日・教高第1905号)
- 『学校における防災教育の手引き(改訂2版 補訂版)』(令和元年6月改訂、令和3年3月補訂)
- 『教職員防災必携』について(平成30年9月12日・教高第2590号)
- 『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』(平成30年2月・文部科学省)
- 『大規模災害時初期対応マニュアル』の作成について(平成29年3月31日・教高第4137号)
- 『大阪府津波浸水想定』の設定について(平成25年8月27日・教委保第1831号)
- 『学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開』(平成25年3月・文部科学省)
- 『学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き』(平成24年3月・文部科学省)

○(1) に関連した資料

- 「令和5年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び提出並びに非常変災時の報告について」(令和5年7月26日・教高第1952号)
- 「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」(令和5年3月)
- 『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』の活用について(令和3年6月17日・教保第1507号)
- 『学校の危機管理マニュアル 一子どもを犯罪から守るためにー』(平成19年11月・文部科学省)
- 『不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために』(平成17年3月)
- 『子どもの安全確保に関する取組事例集『あんど』』(平成16年3月)
- 『不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル(参考例)』(平成15年12月)

○(2) に関連した資料

- 『子どものバス送迎・安全徹底マニュアル』(令和4年7月)
- 『自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について(依頼)』(令和4年9月9日・教保第2035号)
- 『登下校時の児童生徒の集合場所等の点検について』(令和元年8月23日・教保第1806号)
- 『学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』(平成31年3月・文部科学省)
- 『登下校防犯プラン』について(平成30年7月3日・教保第1527号)
- 『大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』の施行について(平成28年3月25日・教委保第2747号)
- 『交通安全教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』』(平成24年3月・文部科学省)
- 『こどもエンパワメント支援指導事例集』(平成19年3月改訂)
- 『学校安全緊急アピール 一子どもの安全を守るためにー』(平成16年1月・文部科学省)
- 『学校の安全管理に関する取組事例集』(平成15年6月・文部科学省)
- 『安全教育教材ビデオ『きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室』』(平成15年3月)
- 『公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針』(平成14年10月)
- 『学校における児童生徒等の安全を確保するために』(平成13年7月)

○(3) に関連した資料

- 『地域ぐるみの学校安全部体制整備事例集』(平成23年3月・文部科学省)
- 『学校の危機管理マニュアル 一子どもを犯罪から守るためにー』(平成19年11月・文部科学省)
- 『不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために』(平成17年3月)
- 『子どもの安全確保に関する取組事例集『あんど』』(平成16年3月)
- 『不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル(参考例)』(平成15年12月)

資料

I 大阪府の教育相談

1 大阪府教育センター

名 称 すこやか教育相談

内 容 府内の児童・生徒、保護者、教職員に対し、教育上の様々な問題や悩みについて、電話、メール、面接、L I N Eによる教育相談（学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、支援教育相談）を実施する。（相談は無料、秘密は厳守する。）

- ・ 児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者が希望する性の相談員が応じる。
- ・ 相談員は、精神科医、公認心理師/臨床心理士、相談担当職員など

電話番号 子どもからの相談（すこやかホットライン）

電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

保護者からの相談（さわやかホットライン）

電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

教職員からの相談（しなやかホットライン）

電話 06-6607-7363 電子メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン）

電話 06-6607-7353

24時間対応「すこやか教育相談 24」

（平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談も受け付けている。）

電話 0120-0-78310 FAX 06-6607-9826（教育相談室直通）

受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分（祝日、年末年始は休み）

ただし、電子メール・FAX受付24時間、回答は後日

面接相談は学校を通しての予約が必要

L I N E相談は児童・生徒のみ毎週日から木曜日および特設日の午後7時から午後10時

場所 大阪府教育センター 教育相談室（本館5階）

〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-13-23

交通機関 Osaka Metro 御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m

J R阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1400m

近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1700m

※ 『すこやか教育相談』のホームページは、

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

2 大阪府高等学校教育支援センター（大阪府教育センター所管）

名 称 大阪府高等学校教育支援センター ルポン

内 容 心理的又は情緒的な原因などによって、登校の意志があるにもかかわらず登校できない状態にある高校生（府立中学生を含む。）を対象に、学校復帰を支援し、社会自立をめざして学習支援や心理支援を行う。

場所 〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-13-23 大阪府教育センター本館5階

問合せ先 大阪府高等学校教育支援センター 電話：06-6607-7366

午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

3 大阪府警察本部生活安全部少年課少年育成室

名 称 グリーンライン（電話相談）

電話番号 06-6944-7867

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

主な相談取扱内容

子どもの非行問題やしつけ等、未成年に関する困りごとや、いじめや友達付き合い等での悩みの相談を本人や保護者等から電話で受ける。

名 称 青少年クリニック（面接相談）

電話番号 06-6773-4970

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

主な相談取扱内容

問題行動の原因を探り、その子どもや問題に合った指導方法を一緒に考えたり、被害を受けた子どもへの心のケアを行う。また、心理判定員が子どもに対して心理テストを行い、保護者には少年補導職員等が、面接とともに親子関係を測るテストなどを行い、テスト結果も合わせて総合的に判断して指導・助言をする。面接を受けるためには、直接電話するか、最寄りの警察署（少年係）に連絡し、予約をする。

4 大阪府こころの健康総合センター

電話番号 06-6691-2818（相談支援・依存症対策課 直通）

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分（祝日・年末年始は休み）

第2・第4土曜日 午前9時～午後5時30分（依存症相談のみ）

主な相談取扱内容（予約制）

専門相談として、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症でお悩みの本人や家族からの相談をお受けしています。また、大切な人を自死で亡くされた方の相談もお受けしています。

その他、下記の電話相談を実施しています。

名 称 こころの電話相談

電話番号 06-6607-8814

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時（祝日・年末年始は休み）

※ 毎週水曜日は、若者専用の電話相談（わかぼちダイヤル）を行っています。

名 称 こころの健康相談統一ダイヤル（電話相談）

電話番号 0570-064-556

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時（祝日・年末年始は休み）

5 子ども家庭センター（面接相談可能）

| 名 称 | 電話番号 | 区 分 |
|--------------|--------------|--------------------------------------|
| 中央子ども家庭センター | 072-828-0161 | 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方 |
| 箕面子ども家庭センター | 移転のため未定 | 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町に住んでいる方 |
| 吹田子ども家庭センター | 06-6389-3526 | 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町に住んでいる方 |
| 東大阪子ども家庭センター | 06-6721-1966 | 東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方 |

| | | |
|--------------|--------------|--|
| 富田林子ども家庭センター | 0721-25-1131 | 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村に住んでいる方 |
| 貝塚子ども家庭センター | 移転のため未定 | 泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町に住んでいる方 |

- ・ いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分（祝日、年末年始を除く）
- ・ 各府民センタービル内に設置していた青少年相談コーナーは、平成29年3月末をもって廃止され、同年4月1日以降、子ども家庭センターにおいて、青少年相談に対応しています。
- ・ 上記時間帯以外は、072-295-8737（夜間休日虐待通告専用電話※大阪市・堺市を除く）
- ・ 子ども専用「子どもの悩み相談フリーダイヤル」0120-7285-25（24時間365日対応）

「児童相談所虐待対応ダイヤル」189（いちはやく）について

令和元年12月より、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）が無料化されました。
「189」にかけると、お住まいの地域の児童相談所につながります。

※ 一部のIP電話からはつながりません。

6 公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター

組合員等の心身の健康増進のため、公認心理師等の専門家が様々なこころの相談に応じるほか、教育委員会や学校等所属所単位等で開催するメンタルヘルスに関する研修会等に講師を派遣している。

所在地 〒664-8533 兵庫県伊丹市車塚3丁目1番地 公立学校共済組合近畿中央病院
※ 土曜日（毎週）及び水曜日（毎週午後）、以下で出張相談を実施

〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 ホテルアヴィーナ大阪

電 話 0120-556-879

U R L <https://www.kich.itami.hyogo.jp/osaka-mh/>

（下記についての詳細はホームページをご確認ください。）



【相談事業】

- ① 対象 組合員と被扶養者
- ② 相談内容 ご自身のこころの健康に関する相談
管理職からの職場環境・教職員のメンタルヘルス等に関する相談
※ 相談内容は秘密厳守で実施
- ③ 相談形式 対面及びオンラインによる相談
- ④ 費用 無料
- ⑤ 相談スタッフ 公認心理師等（必要に応じて医師が対応）
- ⑥ ご利用方法
 - 相談予約

【電話番号】0120-556-879 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分

【インターネット予約】ホームページ内予約フォームにて24時間受付

■開設日、開設時間等

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 1回50分以内

※ 年末年始（12月29日～1月3日）ならびに「国民の祝日に関する法律」に規定された休日を除く

【研修事業】

① 研修会等

職場環境改善、メンタルヘルス不調のある教職員への対応方法等をテーマとする管理職研修、また教職員のメンタルヘルスに焦点を当てた一般研修を実施

② 研修会等への講師派遣事業

学校等の所属所単位等で開催するメンタルヘルスに関する研修会等に講師を派遣

※ 組合員 10人以上の参加を条件

※ 派遣に要する費用は無料

【復職支援事業】

① 休業中の支援「こころのホッとステップ講座」

精神疾患で休養中の組合員を対象に、療養中の過ごし方や復職に向けての気持ちの持ち方をテーマとする講座

② 復職後の支援「復職後支援講座」

精神疾患による休業から復職し、概ね1年以内の組合員を対象に、復職後の過ごし方や再発・再休業を防止する働き方をテーマとする講座

II カリキュラムNAV i プラザ（カリナビ）

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、①カリキュラムに関する相談・情報発信、②学びを深めるための研究・研修支援、③学校づくりや授業づくりに関する資料収集・発信等を行っている。

開室日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

場 所 大阪府教育センター内（本館2階）

〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-13-23

連絡先 電 話 06-6692-1657（直通） FAX 06-6692-1224

電子メール navi@edu.osaka-c.ed.jp

※年末年始（12月29日～1月3日）及び「国民の祝日に関する法律」に規定された休日を除く

交通機関 Osaka Metro 御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m

JR阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1400m

近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1700m

III 大阪府自立支援通訳派遣事業

永住帰国後3年以内で大阪府に定着する中国残留邦人等の家族（二世）等、一定の要件に該当する中国帰国者が小学校、中学校及び高等学校に通学する子（三世）について学校に相談する場合や医療機関での適切な受診等、関係行政機関等からの助言、指導及び援助を容易に得られるよう、中国語と日本語の通訳を行う自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図っている。

問い合わせ先 府福祉部地域福祉推進室社会援護課（恩給援護グループ） TEL 06-6944-6662

IV 大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 担 当 区 域 |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 中 央 | 大阪市天王寺区伶人町2-7 大阪府夕陽丘庁舎4階 | 少年育成室 06-6772-4000 育成支援室 06-6772-6662 | 大阪市域のうち、都島区、天王寺区、中央区の一部（旧東区）、東成区、城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、阿倍野区、東住吉区 |

| | | | |
|---|--------------------------------|--|--|
| 梅 田 | 大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6階605号 | 少年育成室 06-6362-2225 育成支援室 06-6311-0660 | 大阪市域のうち、北区、福島区、此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区 |
| 難 波 | 大阪市中央区東心斎橋2-1-3 日亞ビル2階 | 少年育成室 06-6211-3400 育成支援室 06-6211-0141 | 大阪市域のうち、中央区の一部(旧南区)、浪速区、西成区、住吉区、西区、港区、大正区、住之江区 |
| 八 尾 | 八尾市荘内町2-1-36 中河内府民センタービル4階 | 少年育成室 072-992-3256 育成支援室 072-992-3301 | 東大阪市、八尾市、柏原市 |
| 堺 | 堺市西区鳳東町4-390-1 泉北府民センタービル3階 | 少年育成室 072-274-2355 育成支援室 072-274-2152 | 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡(忠岡町) |
| 池 田 | 池田市城南1-1-1 豊能府民センタービル4階 | 少年育成室 072-710-3617 育成支援室 072-710-3570 | 豊中市、池田市、箕面市、豊能郡(豊能町、能勢町) |
| 枚 方 | 枚方市大垣内町2-15-1 北河内府民センタービル4階 | 少年育成室 072-843-2000 育成支援室 072-843-1999 | 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市 |
| 富田林 | 富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル2階 | 少年育成室 0721-25-4922 育成支援室 0721-24-5510 | 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡(太子町、河南町、千早赤阪村) |
| 岸和田 | 岸和田市野田町3-13-2 泉南府民センタービル4階 | 少年育成室 072-423-2486 育成支援室 072-438-7735 | 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡(熊取町、田尻町、岬町) |
| 茨 木 | 茨木市中穂積1-3-43 三島府民センタービル4階 | 少年育成室 072-625-6677 育成支援室 072-621-4114 | 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡(島本町) |
| ① 受付期間 午前9時～午後5時45分 土曜日、日曜日、祝日は休み | | ② 相談申込 電話か直接来所 ③ 相談担当者 警察職員 | |
| <p>リンク集：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府警察 https://www.police.pref.osaka.lg.jp/ (トップページから「少年サポートセンター」を検索) ○ 大阪府青少年課 https://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/syounensupportcenter/index.html | | | |

▽ 社会教育施設等

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 交通手段 |
|-------------------------|---|--------------|--|
| 弥生文化博物館 | 〒594-0083 和泉市池上町4丁目8-27 | 0725-46-2162 | JR 阪和線「信太山」駅 下車 西へ600m |
| 近つ飛鳥博物館 近つ飛鳥風土記の丘 | 〒585-0001 南河内郡河南町大字東山299 | 0721-93-8321 | 近鉄長野線「喜志」駅から 金剛バス「近つ飛鳥博物館前」 下車 東へ600m |
| 花の文化園 (フルルガーデン) | 〒586-0036 河内長野市高向2292-1 | 0721-63-8739 | 南海高野線・近鉄長野線 「河内長野」駅から南海バス「上 高向」下車 南東へ800m |
| 箕面公園昆虫館 | 〒562-0002 箕面市箕面公園1-18 | 072-721-7967 | 阪急箕面線「箕面」駅 下車 北へ1km |
| 都市緑化植物園 | 〒561-0872 豊中市寺内1-13-2 | 06-6866-3621 | 北大阪急行「緑地公園」駅 下車 南西へ620m |
| 狭山池博物館 | 〒589-0007 大阪狭山市池尻中2 | 072-367-8891 | 南海高野線「大阪狭山市」駅 下車 西へ700m |
| 大阪人権博物館 (リバティおおさか) | 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル5階 | 06-4301-7783 | Osaka Metro 中央線「弁天町」 駅 下車 4番出口 北へ700m JR 環状線「弁天町」駅 下車 北口 北東へ600m |
| 大阪国際平和センター (ピースおおさか) | 〒540-0002 大阪市中央区大阪城2-1 | 06-6947-7208 | Osaka Metro 中央線 JR 環状線「森ノ宮」駅 下車 西へ400m |
| 少年自然の家 | 〒597-0102 貝塚市木積秋山長尾3350 | 072-478-8331 | 水間鉄道「水間観音」駅から 福祉型コミュニティバス (はーもにーばす) 「少年自然の家」下車450m |
| 中之島図書館 | 〒530-0005 大阪市北区中之島1-2-10 | 06-6203-0474 | Osaka Metro 御堂筋線 又は 京阪本線「淀屋橋」駅 下車 1号出口北東へ300m |
| 中央図書館 | 〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1 | 06-6745-0170 | 近鉄けいはんな線「荒本」駅 下車 1番出口北西へ400m |
| 上方演芸資料館 (ワッハ上方) | 〒542-0075 大阪市中央区難波千日前12-7 YES・NAMBAビル7階 | 06-6631-0884 | Osaka Metro 「なんば」駅 南海「難波」駅 近鉄・阪神「大阪難波」駅 下車 500m JR 大和路線「JR 難波」駅 下車 900m |

学校組織運営に関する指針

| | |
|----|-------------|
| 改訂 | 平成 18・12・7 |
| 改訂 | 平成 22・12・22 |
| 改訂 | 平成 26・4・25 |
| 改訂 | 平成 26・6・3 |
| 改訂 | 平成 31・1・16 |

I 目的

- (1) 校長・准校長のリーダーシップのもとでの組織運営の原則を確認し、学校組織の一体性を確立する。
- (2) 学校教育をめぐるさまざまな課題と急速な社会の変化に対応できるように、迅速な意思決定により、学校組織の機動力を高めるとともに、絶えず効率的な業務運営を追求する。

2 組織運営に当たって

(1) 中期的目標と学校経営計画

<中期的目標と組織運営>

- ア 校長・准校長は、自らの権限と責任のもと、学校の現状と実態を踏まえて、めざす学校像の実現に向けて中期的目標（3か年）を確立し学校経営計画を策定する。
- イ 組織運営においては、P D C Aサイクルを導入し、目標管理を徹底する。
- ウ 教育活動や業務は、特定の個人の力量に負うことがないよう、業務のシステム化・I C T化などによって、組織全体で取り組む。
- エ 年間の業務実態や個々の教職員の業務実態を把握し、可能な限り、業務の平準化を図る。
- オ 校長・准校長は校内組織について常に業務を見直し、必要に応じてスクラップ・アンド・ビルトする。

<学校経営計画と学校教育計画>

- ア 学校経営計画では、中期的目標を踏まえた当該年度の重点目標、取組内容、評価指標を示す。学校教育計画は、学校経営計画に基づき、当該年度の教育活動について具体的な方針を示す。
- イ 学校経営計画の策定に当たっては、可能な限り目標を数値化するなど、教職員が目標達成に向け一丸となって取り組むことができる内容になるよう努めるとともに、めざす学校像及び中期的目標については、学校運営協議会の承認を得るものとする。
- ウ 学校経営計画及び学校教育計画の策定に当たっては、前年度の総括と改善計画および学校運営協議会の提言を踏まえる。
- エ 学校教育計画の策定と総括には、全ての教職員がそれぞれの係っている分野で参画し、学校教育目標と計画・方針の共有化を図る。
- オ 校長・准校長は学校経営計画を年度当初に教職員に周知し、教職員はそのもとに各学年・分掌・教科等及び各個人の目標と方策を策定する。
- カ 各学年・分掌・教科等及び各個人の目標や計画の策定に当たっては、目標を数値化するなど、その到達度が客観的に評価可能な内容になるよう努める。
- キ 目標の達成度や計画の進捗状況については、適宜、具体的に評価を行うこと。なお、その際学校運営協議会の意見や学校教育自己診断等を参考にし、必要に応じて計画と方策を修正する。
- ク 年度末には、各学年・分掌・教科等および教職員個人において年度の取組みを総括し、成果と残された課題を明らかにし、次年度に向けて改善計画を策定する。

(2) 校内組織と会議

校務に関する決定は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。

<首席等>

- ア 首席及び学年・分掌等の長は、学校経営計画の円滑な達成のために指導力を発揮する。
- イ 首席及び学年・分掌等の長は、所管する分野における業務の遂行に責任を持ち、必要に応じて、校長・准校長及び教頭・事務(部)長・首席に報告・連絡・相談する。

<運営委員会等>

- ア 校長・准校長は学校運営の核となる組織として、教頭、事務(部)長、首席及び学年・分掌等の長からなる運営委員会等を設置する。
- イ 首席及び学年・分掌の長は、校長・准校長に対し、所管する分野における業務の遂行について運営委員会等で報告する。
- ウ 運営委員会等において、首席及び学年・分掌等の長は、それぞれの所管する組織の立場にこだわらず、常に学校全体の立場から意見交換を行い、もって校長・准校長が自校の課題に対する基本的な方向性を確立することに寄与する。

<職員会議>

- ア 校長・准校長は職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。
- イ 職員会議は校長・准校長が招集し主宰する。

- ウ 職員会議においては、校長・准校長が必要と認める校務に関する事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。
- エ 円滑な会議運営のために校長・准校長の判断のもとで司会を置く場合も、校長・准校長の権限を制限することがあつてはならない。
- オ 校長・准校長が特に必要と認める場合、挙手・投票により教職員の意見を聴取することができる。ただし、教職員による挙手・投票の実施を原則としたり、教職員の意見が校長・准校長の権限を実質的に制限することがあつてはならない。
- カ 職員会議の記録はあらかじめ校長・准校長が定めた記録者によって作成し、発言者の確認のもと、校長・准校長の決裁を経て確定する。
- キ 職員会議の案件についてはあらかじめ運営委員会等で論点を整理しておくなど、時間の短縮化を図り、効率的に運営するために、あらかじめ時間を定め、必要な資料等を事前に配付するなどの工夫をする。

<会議運営>

- ア 課題に迅速に対応しつつ、児童生徒と向き合う時間を確保するため、会議は極力効率的に短時間で行う。
- イ 会議の開催に当たっては、目的・時間・案件・説明者を明らかにするとともに、事前に議論の整理と資料等を配付するなどして、会議運営の円滑化と効率化を図る。
- ウ 校長・准校長が決定し会議で示した事項は、全員が責任を持って実行する。

(3) 人事

<人材の育成>

- ア 校長・准校長は、中期的な人事計画を作成し、学校目標の達成に向け、中堅・若手教員の育成に努める。
- イ 評価育成システムを活用して、校長・准校長は教職員ひとりひとりの育成課題を認識し、次代を担う人材の育成に努める。
- ウ 人材を育成するに当たっては、日常の業務を組織的に遂行するとともに、校外研修の成果を校内に還元して、組織全体の力量を引き上げることに留意し、学校組織全体の活性化につながるよう努める。
- エ 首席・指導教諭は日常業務でのOJTを通じて教員の育成に努める。
- オ 授業観察・授業公開・研究授業および生徒による授業評価を活用して、教員の授業や生徒指導における資質向上を図る。

<主任等の校内人事>

- ア 学年主任、部主事や校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の決定及び発令は校長・准校長の権限と責任のもとに行う。
- イ その権限の行使に当たって校長・准校長は、必要に応じて教頭、事務(部)長はじめ首席等から十分意見を聴取し、適材適所に人材を配置する。また、教職員の意見を聴取する場合、選挙またはこれに類する方法は取らない。
- ウ 校長・准校長は、自らの指揮監督のもと、必要に応じて校内人事に関する事務を行うための校内組織を置くことができる。ただし、この校内組織は、校長・准校長を補佐するため、教頭や首席等を主たる構成員として置かれるものであり、構成員の決定、運営、意思決定等、いかなる場面においても校長・准校長から独立したものであつてはならない。(当該組織が管理職以外の教職員を主たる構成員とし、人事委員会のように実質的に校内人事を決定し、校長・准校長が追認することは認められない。)

(4) 予算

- ア 校長・准校長は、中期的目標のもとでの年次計画を踏まえ、学校経営計画の達成のために必要な備品や教材等の確保の優先順位を明らかにした予算編成の基本方針を定め、教職員に周知する。
- イ その上で、事務(部)長はじめ事務職員、学年・分掌・教科等の意見を十分聴取し、配分の重点化に配慮した予算編成を行う。
- ウ 光熱水費等の節減により生じた余剰金は教育活動に活用する、また、備品については遊休化するがないよう他校とも連携し積極的な活用を図る。
- エ 校長・准校長・教頭・事務(部)長等は、月単位の執行状況や予算残を把握し、計画的執行に努める。
- オ 教頭・首席等のリーダーシップのもと、事務職員と教員の連携を図り、教育活動と予算との関連性についての認識を共有化し、コスト意識の涵養に努める。

(5) 校長・准校長の適切なリーダーシップ発揮のために

- ア 学校経営を行うに当たってP D C Aサイクルを有効に機能させるためには、校長・准校長が適切にリーダーシップを発揮することが不可欠である。
- イ 学校経営を行うに当たって校長・准校長は、教頭をはじめ教職員から十分意見を聴取し、教職員の学校経営への参画意欲を喚起する。
- ウ 校長・准校長が適切なリーダーシップを発揮できるよう、府教育委員会としては、組織的に支援していく。



大阪府

教育庁教育振興室高等学校課 令和6年2月発行

〒540-8571 大阪市中央区大手前二丁目 TEL06(6941)0351

ホームページアドレス <https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/index.html>

電子メール kyoikushinko-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp